

川辺町水道ビジョン

令和4年度～令和13年度



美しく輝く水辺と心を育む川辺町

豊かな水を未来まで!

◆◆◆ 目 次 ◆◆◆

第1章 川辺町水道ビジョン策定の目的	1
1-1 策定の目的	1
1-2 計画の位置づけ	4
第2章 川辺町水道事業の概要	5
2-1 川辺町の概況	5
2-2 水道事業	7
第3章 水道事業の現状評価と課題	15
3-1 現行水道ビジョンの取組状況	15
3-2 安全な水道 ～安全な水の供給が保証されているか～	17
3-3 強靱な水道 ～危機管理への対応は徹底されているか～	20
3-4 水道サービスの持続 ～水道サービスの持続性は確保されているか～	29
第4章 将来の事業環境	39
4-1 給水人口の見通し	39
4-2 水需要の見通し	39
4-3 給水収益の見通し	40
4-4 将来の投資額	37
4-5 水道事業の基盤強化	37
4-6 課題	38

第5章 川辺町水道事業の基本理念と基本目標	39
5-1 基本理念	39
5-2 基本方針と目標	39
第6章 施策の展開	40
第7章 事業の推進	46
第8章 ビジョンの実現に向けて	47
8-1 計画の見直し（フォローアップ）	47
8-2 目標値の設定	48

第1章 川辺町水道ビジョン策定の目的

1-1 策定の目的

川辺町水道事業は、昭和47年4月に計画給水人口13,400人、計画一日最大給水量6,030m³/日として水道事業の認可を受け、昭和51年12月に供用を開始しました。平成23年3月には『美しく輝く水辺と心を育む川辺町 豊かな水を未来まで！』を基本理念として掲げた『川辺町水道ビジョン』を策定し、各種の取組を進めてきました。令和2年度末現在における上水道普及率は99.2%であり、水道は、今や町民の生活に欠かすことのできないライフラインとなっています。

平成25年3月、国は「新水道ビジョン」を策定・公表しました。平成16年に水道ビジョンを策定し、平成20年には時点に見合った内容に改訂されましたが、その後、日本の総人口は減少傾向に転じ、東日本大震災を経験するなど、水道を取り巻く環境が大きく変化していることから、新しいビジョン(新水道ビジョン)として公表されました。

これまで国民の生活や経済活動を支えてきた水道の恩恵を、今後も全ての国民が継続的に享受し続けることができるよう、50年、100年後の将来を見据え、水道の理想像を明示するとともに、その理想像を具現化するため、今後、当面の間に取り組むべき事項、方策を提示しています。

川辺町水道事業においても、水道施設の経年化・耐震化対策に必要な投資需要の増大、水道事業に従事する職員の技術の継承、人口減少に伴う水需要の減少および料金収入の減少など、大きな変化に直面しています。これらの課題に対処し、これまで町民の生活や経済活動を支えてきた水道の恩恵を、50年、100年先の将来も継続的に享受し続けることができるよう、その理想像を明示し、実現方策を展開するために、ここに新たに『川辺町水道ビジョン』を策定します。

～新水道ビジョンについて～

厚生労働省は、平成16年に今後の水道に関する重点的な政策課題とその課題に対処するための具体的な施策およびその方策、工程等を包括的に明示する「水道ビジョン」を公表し、平成20年には、水道ビジョンを時点に見合った内容に改訂しました。

平成25年3月には、水道をとりまく状況の大きな変化を踏まえ、新しいビジョン(新水道ビジョン)として公表しました。

その大きな変化の一つは、日本の総人口の減少です。このことは、水道にとって、給水人口や給水量が減少し続けることを意味します。これまで水道は、拡張を前提に様々な施策を講じてきましたが、これからは、給水人口や給水量の減少を前提に、老朽化施設の更新需要に対応するために様々な施策を講じなければならないという、水道関係者が未だ経験したことのない時代が既に到来したといえます。

もう一つの大きな変化は東日本大震災の経験です。平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震等一連の地震は、東北地方から北海道、関東地方の水道に対し、広範囲に甚大な被害を及ぼしました。19都道府県において、264事業者が被災し、257万戸が断水した震災は未曾有の規模となりました。東日本大震災を引き起こした東北地方太平洋沖地震は歴史的な周期で発生する地震といわれますが、他方で、東海地震、東南海・南海地震や首都直下地震は、近い将来での発生が過去にも増して現実味を帯びています。このような状況から、これまでの震災対策を抜本的に見直した危機管理の対策を講じることが喫緊に求められています。

新水道ビジョンは、これまで国民の生活や経済活動を支えてきた水道の恩恵をこれからも享受できるよう、今から50年後、100年後の将来を見据え、水道の理想像を明示するとともに、その理想像を具現化するため、今後、当面の間に取り組むべき事項、方策を、提示しています。

ここで示す取り組むべき事項、方策は、水道事業者のみならず、国、都道府県、市町村等の行政機関、首長、議員、水道の設置者、水道の関連団体、民間企業、大学・研究機関、水道を利用する住民等、幅広い関係者に関与します。これら幅広い関係者が今後の水道の理想像を共有し、役割分担に応じた取り組みに挑戦していくことを目指します。

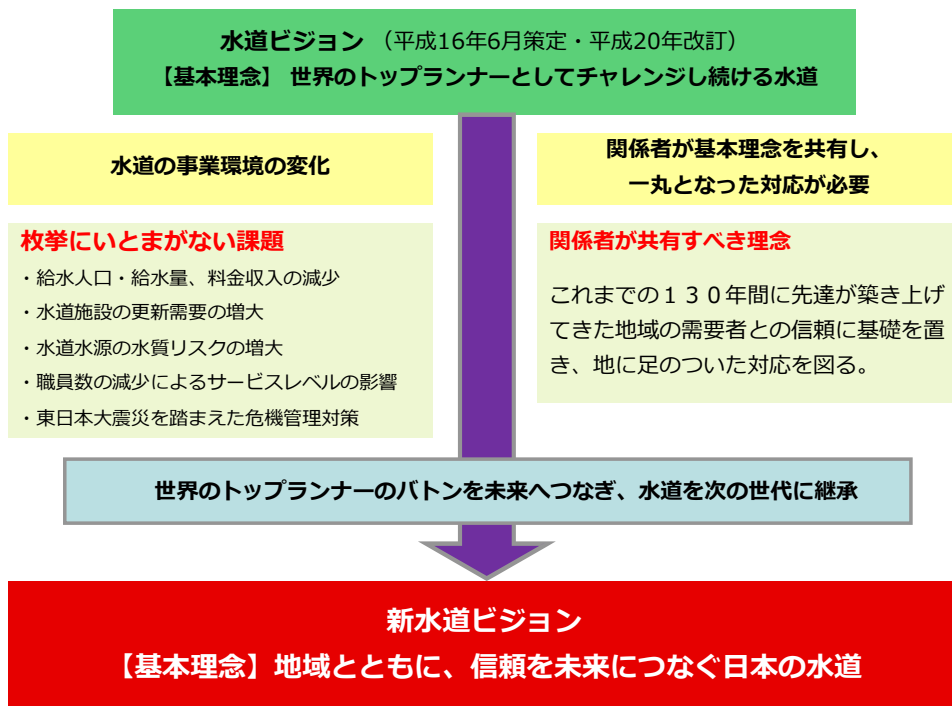


図 新水道ビジョンの基本理念

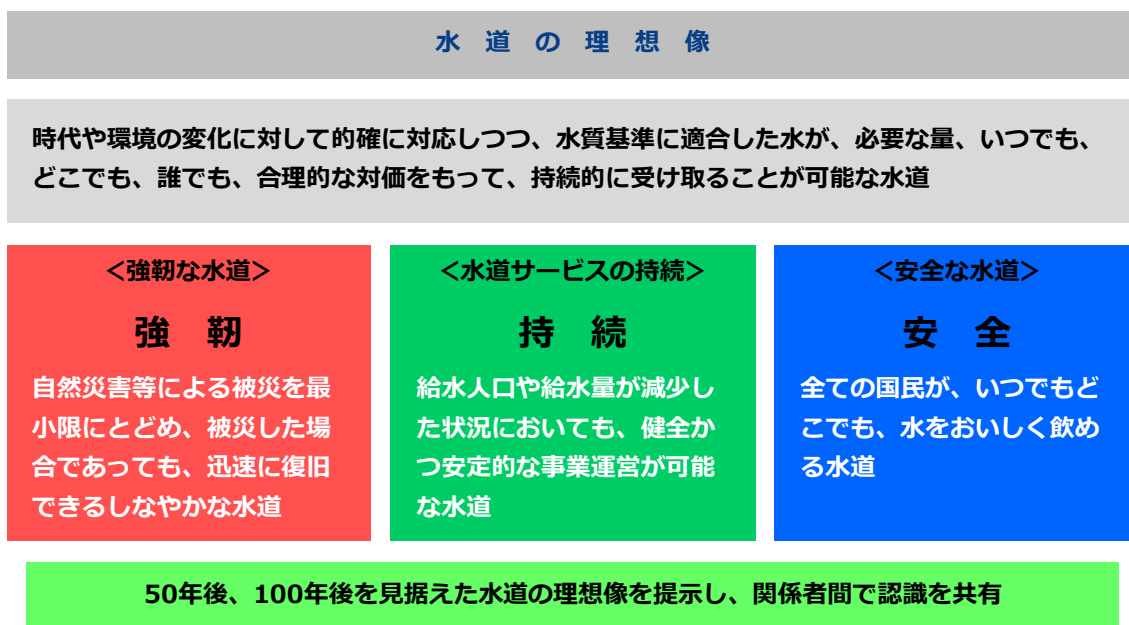


図 水道の理想像

1-2 計画の位置づけ

「川辺町水道ビジョン」は、川辺町水道事業の目指すべき将来像や施策目標を示し、今後、事業を実施していくうえでの方向性を示すものとなります。

計画は、川辺町の全体計画や関係する上位計画等を考慮し、整合を図り策定します。現在、川辺町水道事業と関連する計画にはおもに以下のようなものがあります。

❖ 「川辺町第5次総合計画」(川辺町企画課)

計画期間を平成27年から令和6年までの10年間として設定しています。現在、実行中の後期基本計画(計画期間：令和2～6年度)には、第4章第5節に上水道の施策が示されています。

❖ 「新岐阜県営水道ビジョン」(岐阜県都市建築部水道企業課)

川辺町は岐阜県営水道より上水道水の供給を受けています。計画期間を平成29年度から令和8年度(10年間)として策定されています。

本ビジョンは、計画期間を令和4年度から令和13年度までの10年間とし、計画目標年度を令和13年度と設定します。

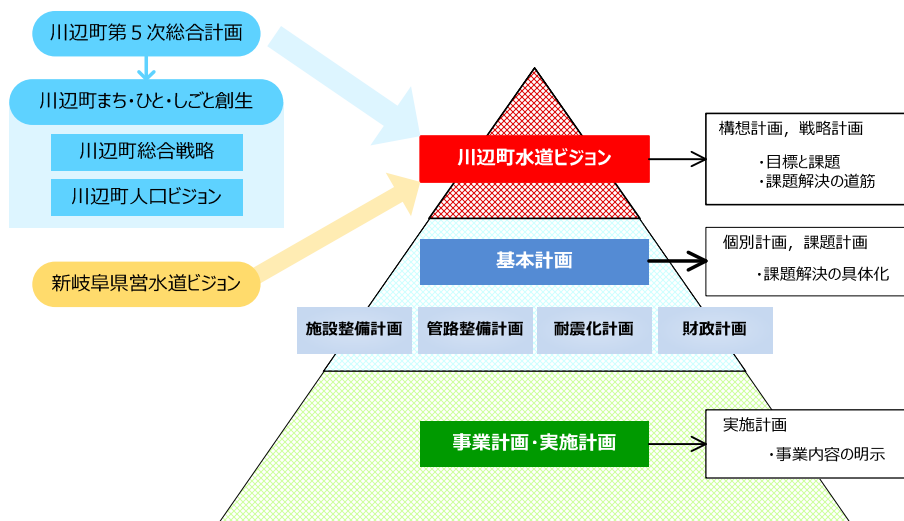


図 水道ビジョンの位置づけ

計画期間	:	令和4年度～令和13年度(10年間)
計画目標年度	:	令和13年度

第 2 章 川辺町水道事業の概要

2-1 川辺町の概況

2-1-1 位置・地勢

川辺町は、本州のほぼ中心である岐阜県の南部に位置し、西は美濃加茂市、東は八百津町、北は七宗町に隣接しています。

町の中央を飛騨川が南北に流れ、川を堰き止めた川辺ダムが町の中央に位置します。まちづくりの核となるダム湖の右岸側周辺整備も完了し、周辺一帯の散策道や公園などでは多くの方が余暇を楽しむ山と水の町です。

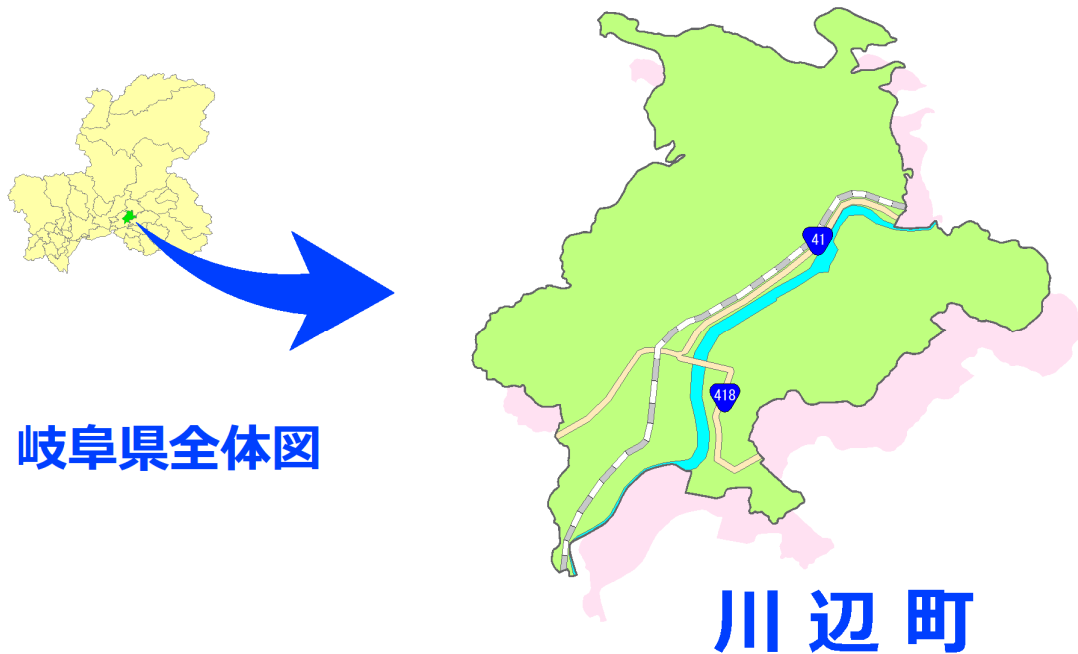


図 川辺町の位置

2-1-2 人口分布

平成 27 年度国勢調査による総人口の年齢別割合は、岐阜県全体や全国と比較して、15 歳未満の割合は 13.0%で同程度ですが、65 歳以上が 29.9%と大きく、15～64 歳が 57.1%と小さい傾向になっています。

また、従業地および通学地による昼夜間人口比率は、83.4%であり、岐阜県全体と比較して低い値です。

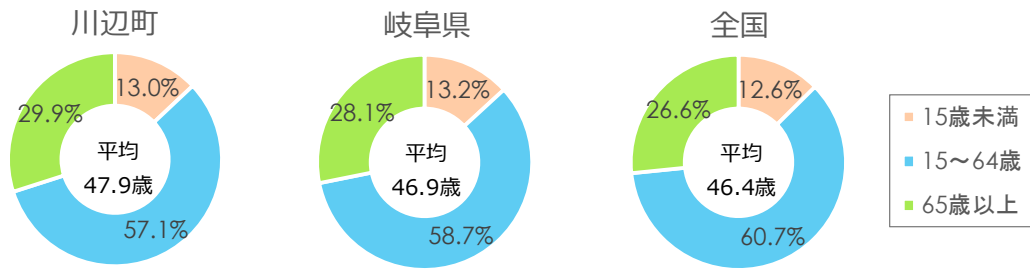


図 総人口の年齢別割合

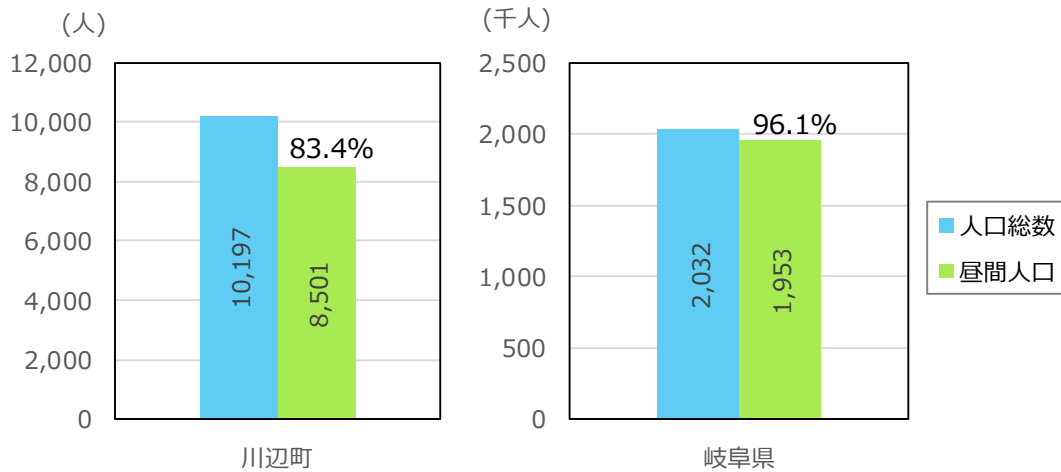


図 従業地・通学地による昼夜間人口比率

2-1-3 産業構造

平成 27 年度国勢調査による産業分類別就業者数は、第 3 次産業の従事者が約 56%と最も高く、次いで第 2 次産業の従事者が約 40%、第 1 次産業の従事者が約 3%となっています。

岐阜県全体や全国と比較して、第 2 次産業の従事者の割合が大きく、第 3 次産業の従事者の割合が小さい傾向となっています。

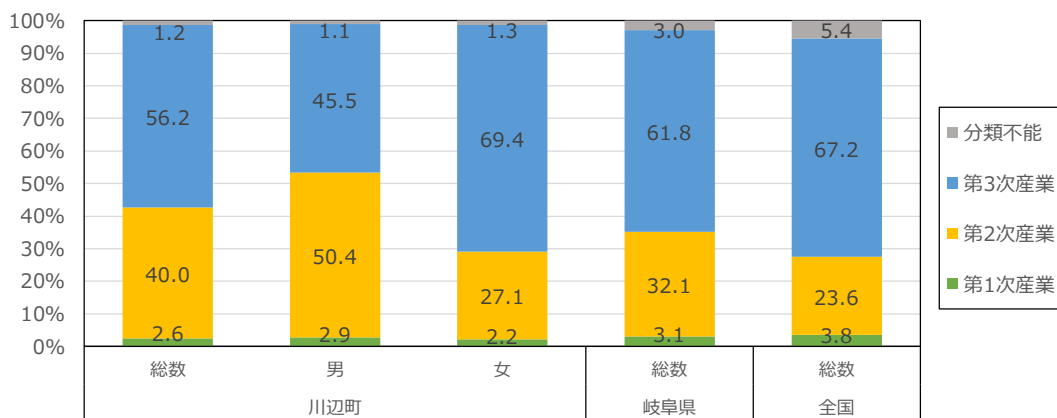


図 産業分類別就業者数割合

2-2 水道事業

2-2-1 川辺町と水道事業の沿革 ▲▲▲

(1) 川辺町の沿革 ～郷から町へ～

川辺の名は約1300年前、「川辺郷」というところに始まり、鎌倉時代は「川辺庄」と呼ばれていました。

江戸時代には、幕府の直轄領・尾張領・旗本大島領の三つに分かれて統治されていましたが、明治維新以後になると世の中も変化し、明治22年には合併が相次ぎ、新たに「川辺村」と「上米田村」が誕生しました。同30年「川辺村」は、上川辺村を加えて「川辺町」となりました。

昭和29年になると、鹿塩を吸収合併、翌30年には上米田村と対等合併し、町名を「川辺町」としました。そして昭和31年に下麻生町大字下麻生地区を吸収合併し、同年9月30日をもって現在の川辺町が生まれました。

令和3年4月現在の人口は10,072人となっています。



中川辺(昭和初期)

(2) 水道事業の沿革

川辺町の上水道事業は、昭和47年4月より水道事業の認可を受けて岐阜東部上水道用水供給事業からの受水により始まりました。以降、計画給水人口13,400人、計画一日最大給水量6,030m³/日として事業を運営しています。

川辺町上水道事業の沿革	
昭和35年 3月	川辺用水改良事業竣工
昭和36年 10月	木曾川右岸用水改良事業計画の概要決まる
昭和47年 4月	上水道事業開始
昭和49年 1月	川辺町異常渇水、飲料水対策本部を設置
昭和51年 12月	合併20周年記念式典、上水道通水式挙行
昭和55年 4月	木曾川右岸用水通水
平成6年 7月	県土異常渇水、川辺町渇水対策本部設置

2-2-2 水道の普及状況

近年、給水区域内人口は、川辺町における行政区域内人口の減少に伴い、減少傾向にあります。給水人口も、給水区域内人口とともに概ね減少傾向ですが、普及率の向上により最近5箇年は横ばい傾向となっています。

給水普及率は高い水準を維持しており、平成30年度以降は99%以上を推移しています。

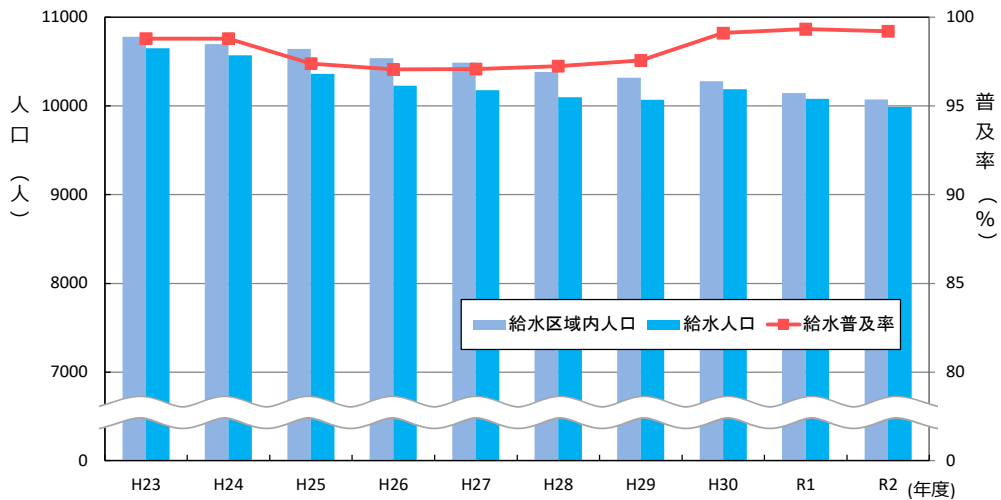


図 水道の普及状況

2-2-3 水需要の推移

給水量は、概ね横ばい傾向が継続していますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策のため在宅時間が増加したこと等によって増加したと考えられます。

平成25年度は、山楠配水池の耐震補強工事のため一日最大給水量が増加しました。

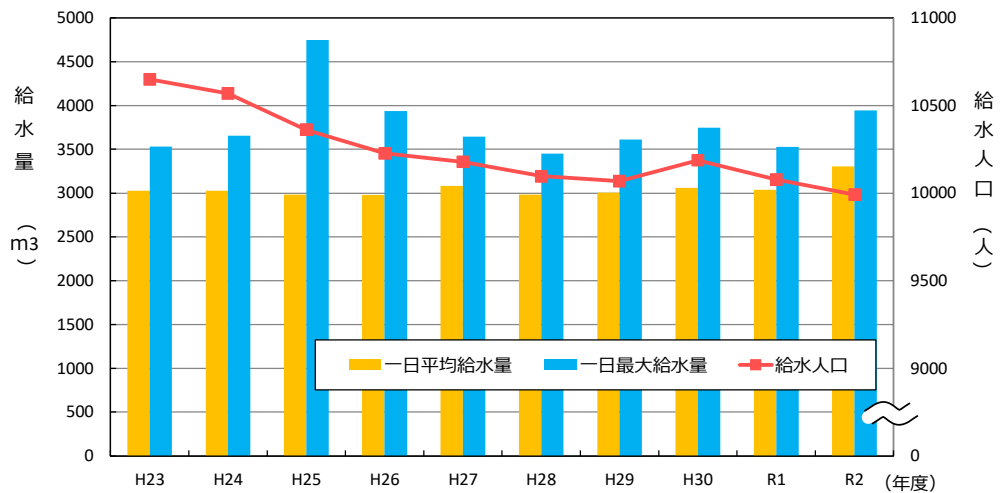


図 水需要の推移

2-2-4 水源

川辺町水道事業の水は、岐阜東部上水道用水供給事業からの浄水受水により全量賄っています。この水は、川辺町を縦断し町のシンボルともなっている飛騨川の上流より取水し、山之上浄水場で浄水処理された水です。



山之上浄水場

白川取水口から送られてきた水を、きれいで安全な水にして川辺町や他市町に供給しています。



白川取水口

木曾川支流飛騨川にある白川取水口（水資源機構所管）から、約 17km のトンネルを経て山之上浄水場に水を送っています。

（出典：岐阜県ホームページ）

2-2-5 水道施設

川辺町の水道施設は下図のように構成されています。

山楠配水場にて、岐阜東部上水道用水供給事業から浄水を受水し、配水池に貯留後、時間変動に対応して町内全域に配水しています。

山楠配水池からは、自然流下方式によって給水区域へ配水され、一部高台地区へは加圧ポンプによって加圧方式により配水しています。

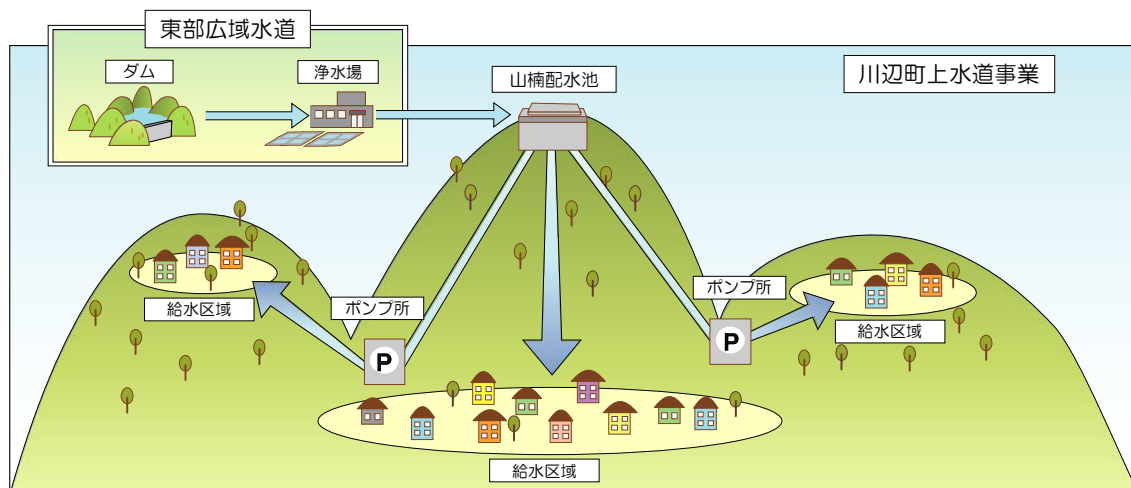


図 川辺町の水道施設

(1) 受水施設

山楠配水場で、岐阜東部上水道用水供給事業からの浄水を受水しています。



山楠配水場

(2) 配水施設

町内への配水は、山楠配水池から自然流下方式で配水管によって直接配水すると共に、高台地区へは6ヶ所の加圧ポンプによって加圧方式で給水しています。

名 称	構造	竣工年度	有効容量(m ³)
山楠配水池	RC造	S 49	1,535
鹿塩第1加圧ポンプ所(ポンプ井)	RC造	S 53	2.4
鹿塩第2加圧ポンプ所(ポンプ井)	RC造	S 52	2.4
神坂第1加圧ポンプ所(ポンプ井)	RC造	S 53	2.4
神坂第2加圧ポンプ所(直結式)	—	H21	—
下飯田加圧ポンプ所(ポンプ井)	RC造	S 53	2.4
下麻生加圧ポンプ(ポンプ井)	RC造	S 52	2.4



鹿塩第2加圧ポンプ所



下飯田加圧ポンプ所

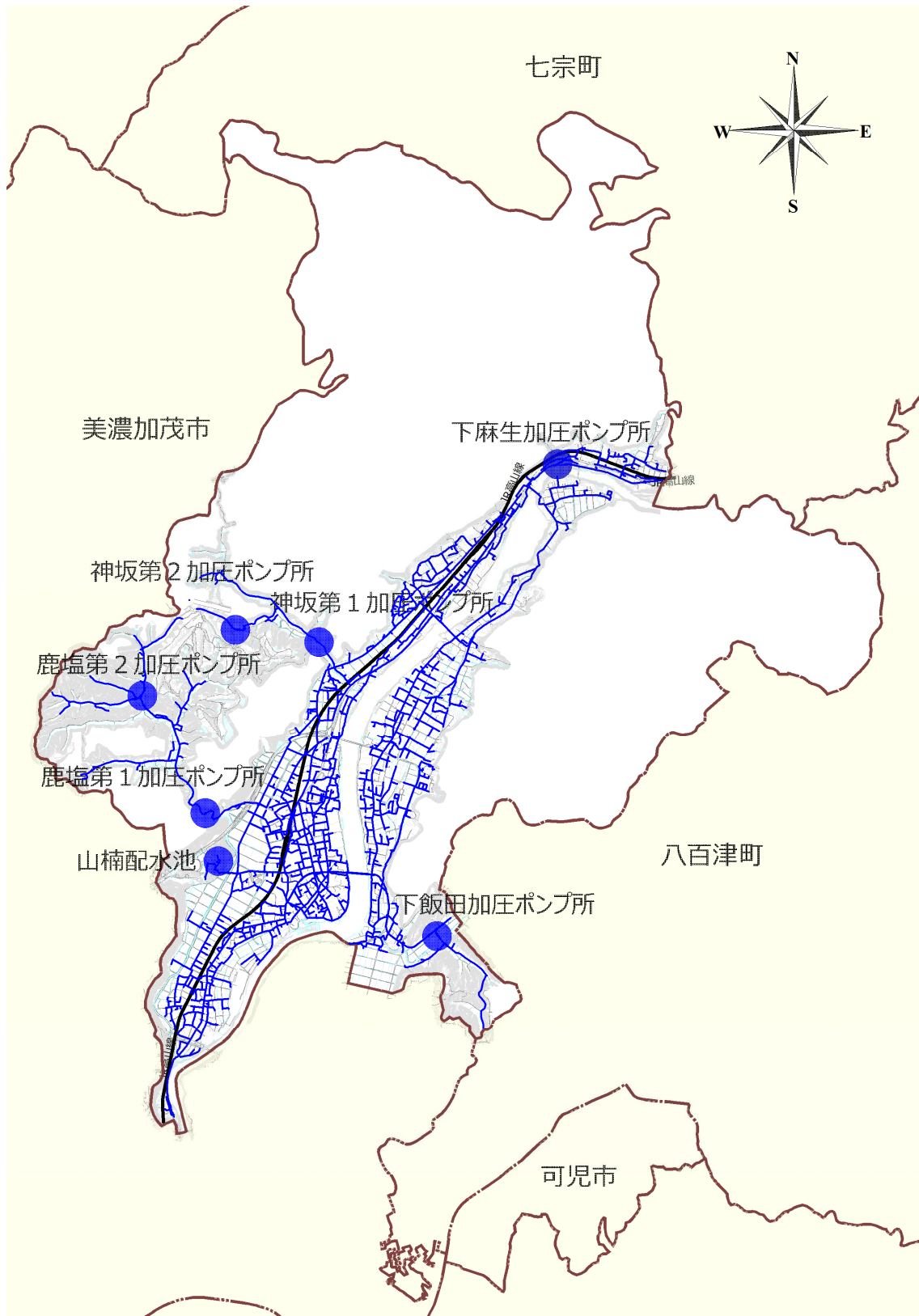


図 水道施設位置

(3) 配水管路

川辺町内における配水管路の総延長は、令和元年度末現在約 119km になります。このうち口径 75mm 以下の配水管が全体の 7 割を占め、管の種類を見ると、従来、小口径の配水管に多く用いられてきた硬質塩化ビニル管 (VP) が全体の 7 割以上を占めています。

類似事業体※1 および岐阜県全体と比較すると、川辺町の口径が小さいこともあり、硬質塩化ビニル管の割合が大きい傾向が伺えます。

厚生労働省より早期更新が推奨されている石綿セメント管は、川辺町においてはすべて更新済みです。

※1 類似事業体：岐阜県内の給水人口 5 千～2 万人の上水道事業体

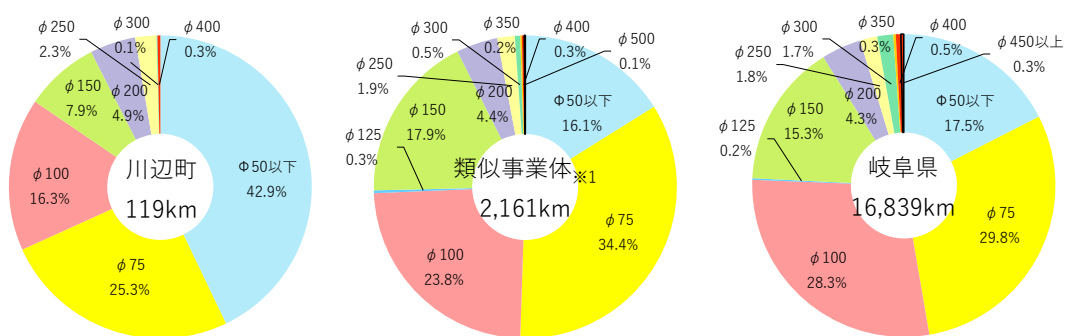
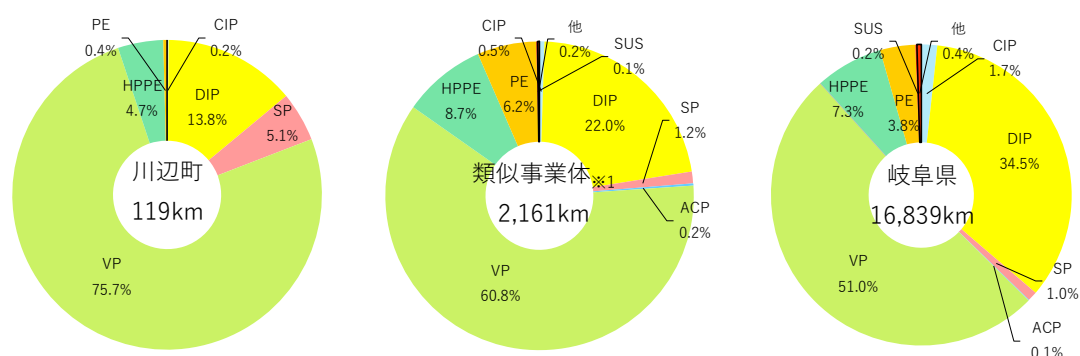


図 口径別の管路延長割合 (令和元年度水道統計)



CIP：普通铸铁管 DIP；ダクタイル铸铁管(継手不明) SP：鋼管 ACP：石綿セメント管
 VP：硬質塩化ビニル管 HP：鉄筋コンクリート管 HPPE：ポリエチレン管(高密度、熱融着継手)
 PE：ポリエチレン管 SUS：ステンレス鋼管 他：不明など

図 管種別の管路延長割合 (令和元年度水道統計)

2-2-6 水道料金

令和4年3月現在、水道使用料の基本料金は、10m³までが1,905円(税抜)です。これを超える分の使用料については、1m³につき175円(税抜)が加算されます。

上水道の使用料(税抜、メーター1個、1箇月につき)

種別	料率	基本料金/1箇月につき		超過料金1m ³ につき
		水量	料金/税抜	
一般用		10m ³	1,905円	175円
営業用		10m ³	1,905円	175円
浴場営業用		10m ³	1,905円	175円
娯楽用		10m ³	1,905円	175円
臨時用		10m ³	1,905円	175円
工場用		50m ³	9,525円	175円

例えば、一般家庭で一ヶ月間に30m³の水を使用した場合には、以下の使用量になります。

$$\text{基本超過水量} = \text{使用水量 } 30(\text{m}^3) - \text{基本水量 } 10(\text{m}^3) = 20(\text{m}^3)$$

$$\text{水道使用量} = \{ \text{基本料金 } 1,905(\text{円})$$

$$+ \text{超過料金 } 175(\text{円}/\text{m}^3) \times \text{基本超過水量 } 20(\text{m}^3) \}$$

$$\times \text{消費税 } 1.10 = \underline{\underline{5,945 \text{ 円 (税込)}}}$$

第3章 水道事業の現状評価と課題

川辺町水道事業について、現行の水道ビジョンを策定してからこれまでの取組状況を評価し、国の新水道ビジョンの視点「安全」「強靱」「持続」から、現状を評価し課題を抽出します。

3-1 現行水道ビジョンの取組状況

川辺町水道事業は、『美しく輝く水辺と心を育む川辺町 豊かな水を未来まで！』を基本理念として、『安心』『安定』『持続』『環境』の政策課題ごとに各種施策を進めてきました。

現行水道ビジョンの基本方針

基本理念	方針	目 標
美しく輝く水辺と心を育む川辺町 豊かな水を未来まで！	安心	安心して飲める水の供給
		水道水が安全であることは、水を供給する事業者にとって最も基本的な条件であり、時代が変わっても変わらない第一の目標です。 今後とも、水道水を安心して飲んでいただけるよう、水道水質基準に適合する安全な水の供給に努めます。
	安定	適正な維持管理
		水道は毎日の生活や産業活動に欠くことのできないライフラインであり、常に安定して必要とされる量の水道を供給することが望まれます。 そのために、水道を供給する施設が異常を起さないように、日常の維持管理を確実にこなうことが重要です。また、老朽化が進んだ施設・管路の計画的な更新に努めていきます。
		災害に強い水道システムの構築
	持続	渇水や地震等の災害時においても、ライフラインである水道を止めることはできません。また、停電、水質事故等の非常時も含めて、被害を最小限に抑えることが望まれます。 このような状況下でも、一定の供給を維持できるよう基幹施設の改良更新を進めるとともに、ハード・ソフトの両面より事故時の応急対策に努め、危機管理体制を構築します。
		経営基盤の強化
	環境	先人たちが築き上げてきた、当たり前のように安全な水がどこの水道からも出てくるような今日の環境を、次の世代そして未来へと引き継いでいくため、将来にわたって事業を持続していけるような経営基盤の構築と技術力の確保を目指します。
		環境にやさしい水道

3-1-1 施策の進捗状況

現行水道ビジョンに示した施策の進捗状況を以下に示します。

水質事故や給水制限無く、水質基準に適合した安全な水の安定供給を維持しています。計画期間における主な事業として、平成 25 年度に川辺町水道事業の最重要施設である山楠配水池の耐震化工事を実施し、平成 28 年度より重要管の耐震化・布設替事業を推進しています。

一方で、多くの施設・管路が法定耐用年数を迎えており、漏水事故による有効率の低下や補修工事費の増加および職員不足等が課題となっています。

方針	目 標	進捗状況・取組内容					取組状況※1
	主 要 施 策	業務指標【番号】	H21	H26	R1	目標R9	優位な向き
安心	安心して飲める水の供給						
	水質の維持及び向上	水質基準に適合した安全な水を供給している					○
	安全な水質の維持	水質基準不適合率(%)【1104】	0.0	0.0	0.0	0.0	↓
	水質の向上	カビ臭から見たおいしい水達成率(%)【1105】	90	75	90	90	↑
	水質管理体制の強化	水質検査計画を毎年、水質検査結果を毎月公表					○
	施設・管路の安全性維持	幹線管路の事故割合(件/100km)【2202】	0.0	0.0	0.0	0.0	↓
	配水管網の改良	配水管網の解析及び検討、更新計画の策定及び定期的な見直しを行なっている					○
	貯水槽水道への指導及び助言	問い合わせにより対応					○
水道事業の情報公開	ホームページ等による積極的な情報公開を推進					○	
安定	適正な維持管理						
	水需要に応じた施設の再構築	給水制限数(日)【2005】	0	0	0	0	↓
	施設の老朽化対策	施設更新計画の策定及び定期的な見直しを行なっている					○
	管路の老朽化対策	管路の更新率(%)【2104】	0.8	0.2	1.2	1.5	↑
		管路の事故割合(件/100km)【5103】	13.7	0.8	1.7	5.0	↓
	災害に強い水道システムの構築						
	施設の耐震化	配水池耐震施設率(%)【2209】	0	100	100	100	↑
	管路の耐震化	管路の耐震化率(%)【2210】	2.5	2.8	5.5	※2	↑
	応急体制の強化	H25山楠配水池の耐震補強工事を実施、H28より重要管路の耐震化・布設替事業に着手					○
	応急体制と防災物資の充実	給水拠点密度(箇所/100km2)【2205】	12.2	12.2	12.2	15.0	↑
車載用の給水タンク保有度(m3/1000人)【2215】		0.9	0.9	0.6	3.0	↑	
近隣事業者との連携強化	加茂1市3町による連携強化について検討会を継続中					○	
持続	経営基盤の強化						
	健全経営の確立	総収支比率(%)【3003】	106.2	106.1	100.248	100以上	↑
	技術力の確保	現状、技術系職員が不足しており、関係部局に増員を要望している					△
環境	環境にやさしい水道						
	有効率の向上	近年、施設・管路の老朽化による漏水事故が生じ減少	91.2	90.4	87.5	※2	↑
	施設・管路の効率性向上	配水量1m3当り電力消費量(kWh/m3)【4001】	0.13	0.12	0.10	0.12	↓
	建設廃棄物の減量	管路の浅層埋設によって発生土量を低減している					○

※1 取組状況 ○：取組継続中 △：一部取組未実施

※2 目標値の設定無し

※3 上表の業務指標及び番号は、現行水道ビジョン策定時の水道事業ガイドライン(JWWA Q 100 : 2005)の内容

水道事業ガイドライン(PI : Performance Indicator,業務指標)について

水道事業ガイドラインは、水道事業者が行っている多方面にわたる業務を、業務指標 (PI) により数値化し、定量化を行い評価しようとするものです。

平成 28 年 3 月に改正されました。(JWWA Q 100 : 2016)

3-2 安全な水道 ～安全な水の供給が保証されているか～

「安全な水道」の目標は、いつでもどこでも、安心しておいしく水を飲めることです。

3-2-1 安全な水の確保

川辺町水道事業は、岐阜県東部広域水道用水供給事業から浄水を受水し、利用者に給水しています。受水する浄水は、飛騨川を水源とし山之上浄水場で処理された水であり、山楠配水場で受水し、これまで水質事故の発生もなく、水質基準に適合する安全でおいしい水を町内に供給しています。

今後も、県と連携して、安全でおいしい水の供給を維持し、さらなる水質の向上も目指して努力していくことが必要です。

川辺町水道事業では、毎年、水道水質検査等計画を策定し、毎月実施する水質検査の結果をホームページで公表しています。水質検査は、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関が行なうことになっています。

3-2-2 配水区間の水質管理

受水した浄水を利用者に給水するまでの配水管における赤水・濁水等の対策として、経年管^{※1}の更新が重要です。

昭和47年に事業を開始した川辺町水道事業の管路は、順次、法定耐用年数を迎えており、管路経年化率^{※2}は、類似団体^{※3}と比較して高い状況にあります。

このような状況を踏まえ、平成28年度より重要給水施設管路^{※4}を優先して耐震化布設替え事業を推進しており、令和元年度、2年度の管路更新率^{※5}は、類似団体平均値を上回っています。

※1 経年管：法定耐用年数を超えた管路

※2 管路経年化率：法定耐用年数を超えた管路の割合（延長）

※3 類似団体：（H23～R1年度）給水人口1万人以上1.5万人未満の末端給水事業、（R2年度）給水人口5千人以上1万人未満の末端給水事業

※4 重要給水施設管路：震災時の給水が特に必要な医療機関、避難所等の重要給水施設に供給する重要な管路

※5 管路更新率：その年度に布設替えをした管路の割合（延長）

■ 当該値 (川辺町水道事業) —■— 平均値 (類似団体平均値) 【 】R2年度全国平均
 類似団体 : (H23~R1)給水人口 1万人以上1.5万人未満,上水道事業,(R1)131団体
 (R2)給水人口 5千人以上1万人未満,上水道事業,(R2)929団体

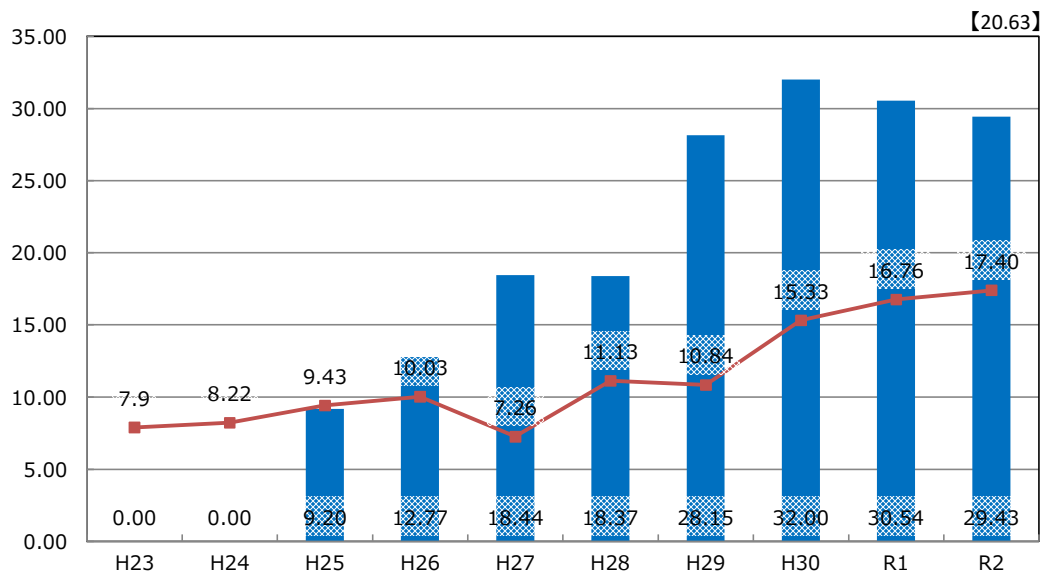


図 管路経年化率 (%)

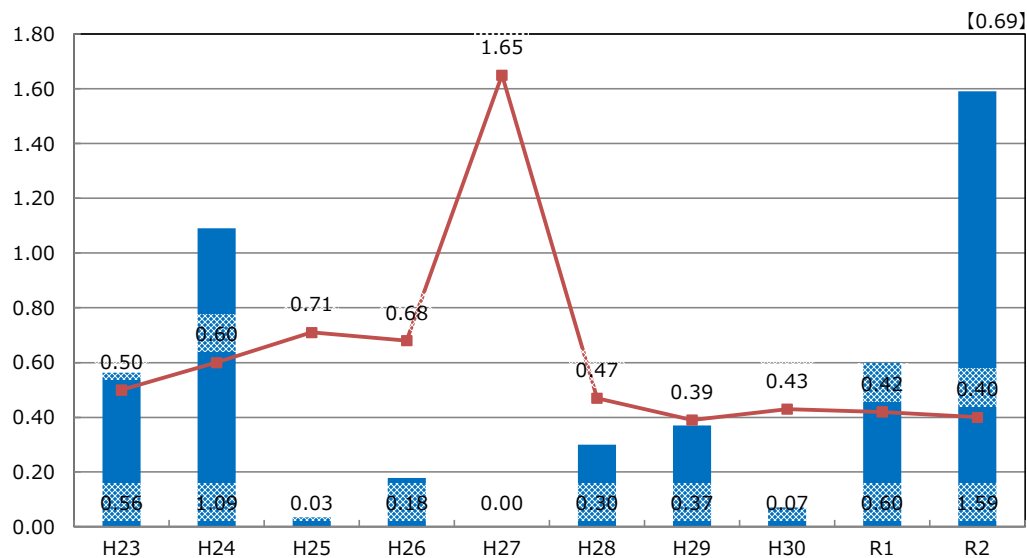


図 管路更新率 (%)

3-2-3 給水に至るまでの衛生管理

利用者に給水するまでの衛生管理を徹底するため、指定給水装置工事事業者制度の管理を徹底し、給水装置の安全性確保に努めています。また、利用者への情報提供など透明性を高める取り組みの促進を含め、衛生管理の徹底が望まれます。

安全な水道 ～現状と課題～

『安全な水道』に関する現状を統括し、課題を整理します。

< 現状 >

- 水質基準に適合する安全でおいしい水を供給している。
- これまでに大きな水質事故は発生していない。
- 給水栓における残留塩素濃度を測定、管理し、おいしい水を供給している。
- 水源（浄水）を県からの受水に求めており、良質な水質の確保および向上のためには県と連携して努めていくことが必要である。
- ホームページで水質検査の計画および結果を公表している。
- 類似団体と比較して経年管の割合が高い。
- 指定給水装置工事事業者制度を管理し、給水装置の安全性確保に努めている。

< 課題 >

- **管路更新事業の推進**

安全な水を供給するため、経年管の更新事業を進めていくことが課題です。

3-3 強靱な水道 ～危機管理への対応は徹底されているか～

「強靱な水道」の目標は、自然災害等による被害を最小限にとどめる強いしなやかな水道が実現され、水道施設が被災した場合であっても、迅速に復旧できるしなやかな水道が構築されることです。

老朽化した施設の計画的な更新により、平常時の事故率は維持もしくは低下し、施設の健全度が保たれ、水道施設の耐震化やバックアップ体制、近隣水道事業者とのネットワーク網を構築することが必要です。

3-3-1 施設の健全度

有形固定資産減価償却率は、川辺町水道事業が所有する水道施設など資産の老朽化度を示していますが、平成 26 年度以降、類似団体と比較して高い状況になっています。昭和 47 年に始まった川辺町水道事業において、多くの資産が法定耐用年数を迎え、施設の更新等が必要であることが示されています。

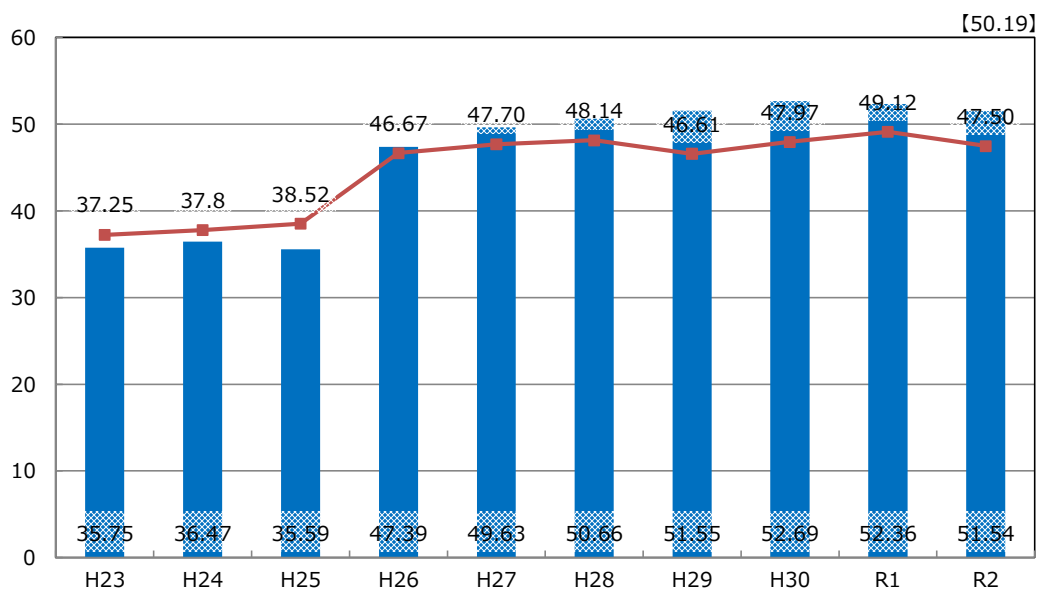
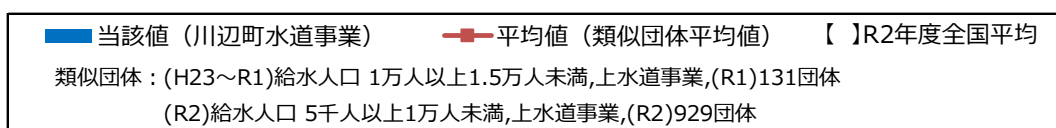


図 施設全体の減価償却の状況 (%)

川辺町水道事業が所有する資産の大半を占める管路については、2021年度現在、全管路延長の約7割が法定耐用年数以内の健全管路ですが、今後、更新を実施しなかった場合、15年後の2036年度には過半の管路が法定耐用年数を超えた状態となります。

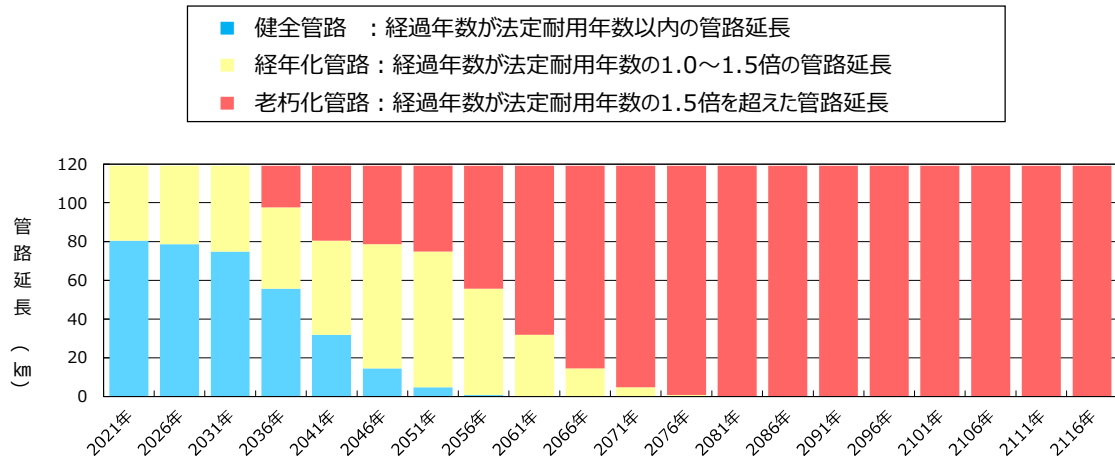


図 更新を行なわない場合の資産健全度の見通し（管路）

3-3-2 施設の耐震化

川辺町は、東南海・南海地震に対して、著しい災害が生じる恐れのある地域として「地震防災対策推進地域」に指定されています。また、山間部に囲まれているため、近年各地でみられる豪雨による土砂災害の危険地域といえ、災害への対応力強化が望まれます。

川辺町水道事業の配水施設のうち、貯水機能を有する配水池およびポンプ井に対して実施した耐震診断の結果を下表に示します。耐震1次診断は、施設の立地条件や躯体状況を簡易的に判断し、当該地点で予測されている地震動に対する耐震性能の程度を評価しています。鉄筋コンクリート（RC）構造物の法定耐用年数は60年ですが、各施設に設置されているポンプや運転制御設備の耐用年数は10～20年と短く、これら機械・電気設備の更新時期も考慮して、効率的に更新、耐震化していきます。

町唯一の県水受水地点であり配水池である山楠配水池については、精度の高い耐震2次診断を実施のうえ平成25年度に耐震化工事を実施し、緊急遮断弁を設置しました。

耐震診断結果（配水池およびポンプ井）

施設名称	構造形式	建設年度	経過年数	有効容量	液状化危険度	可撓管設置	耐震1次診断評価※
山楠配水池	RC	1974	47	1,535	なし	あり	耐震補強工事実施済
鹿塩第1加圧ポンプ井	RC	1978	43	2.4	なし	なし	○
鹿塩第2加圧ポンプ井	RC	1977	44	2.4	恐れあり	なし	×
神坂第1加圧ポンプ井	RC	1978	43	2.4	あり	なし	△
下飯田加圧ポンプ井	RC	1978	43	2.4	恐れあり	なし	△
下麻生加圧ポンプ井	RC	1977	44	2.4	なし	なし	△

※1次診断評価（○：高 △：中 ×：低）

3-3-3 管路の耐震化

川辺町内に布設されている配水管路のうち、耐震管の延長およびその割合は、平成28年度より推進している重要給水施設管路^{※1}の耐震化・布設替え事業によって、少しずつ増加していますが、類似団体^{※2}の配水管耐震化率（令和元年度平均 9.9%）と比較すると低い状況です。

※1 重要給水施設管路：震災時の給水が特に必要な医療機関、避難所等の重要給水施設に供給する重要な管路

※2 類似団体：岐阜県、給水人口 5,000 人以上 20,000 人未満、上水道事業、16 団体

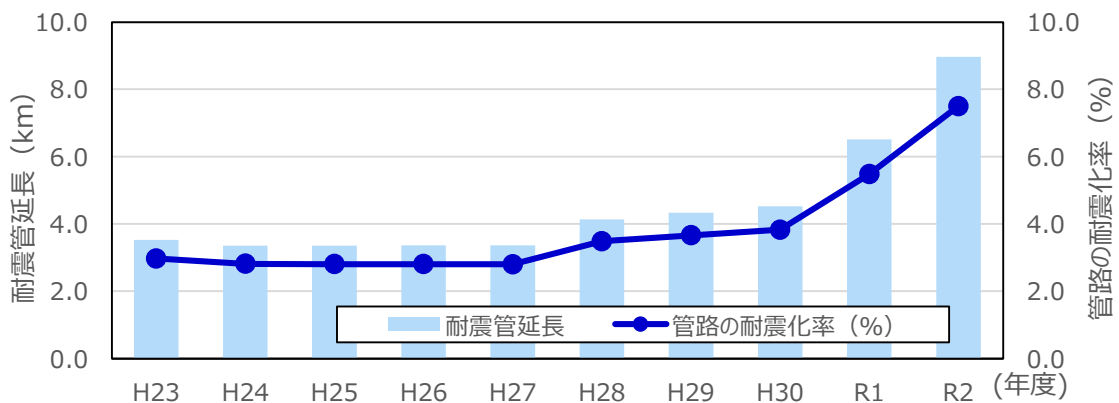


図 耐震管の延長と割合

現在、布設されている管路のうち約 7 割が硬質塩化ビニル管です。一般的に、口径の小さい管路に適した管種で、従来使用してきましたが、耐震性が比較的低い管種であるため、近年は、ポリエチレン管（高密度、熱融着継手）による更新を進めています。

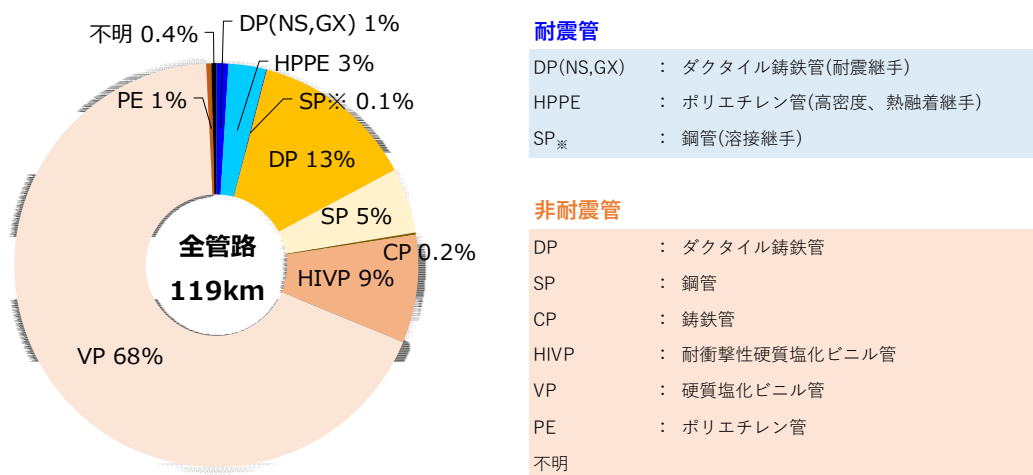


図 管種別割合

町内の管路すべてを耐震化するためには、膨大な時間とコストがかかることから、重要給水施設管路を優先して平成 28 年度より耐震化布設替え事業を推進しています。令和 2 年度における基幹管路※の耐震化率は 47%となっています。

※ 基幹管路：導水管、送水管および配水本管をいう。配水本管とは、浄水を配水支管へ輸送、分配する役割を持ち、給水管の分岐の無いものをいう。配水支管とは、需要者への供給の役割を持ち、給水管を分岐するものをいう。

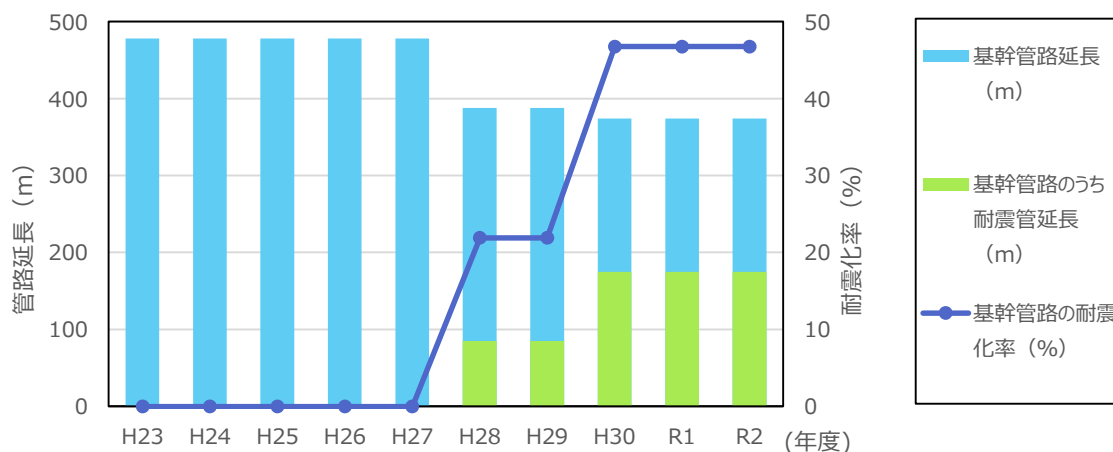


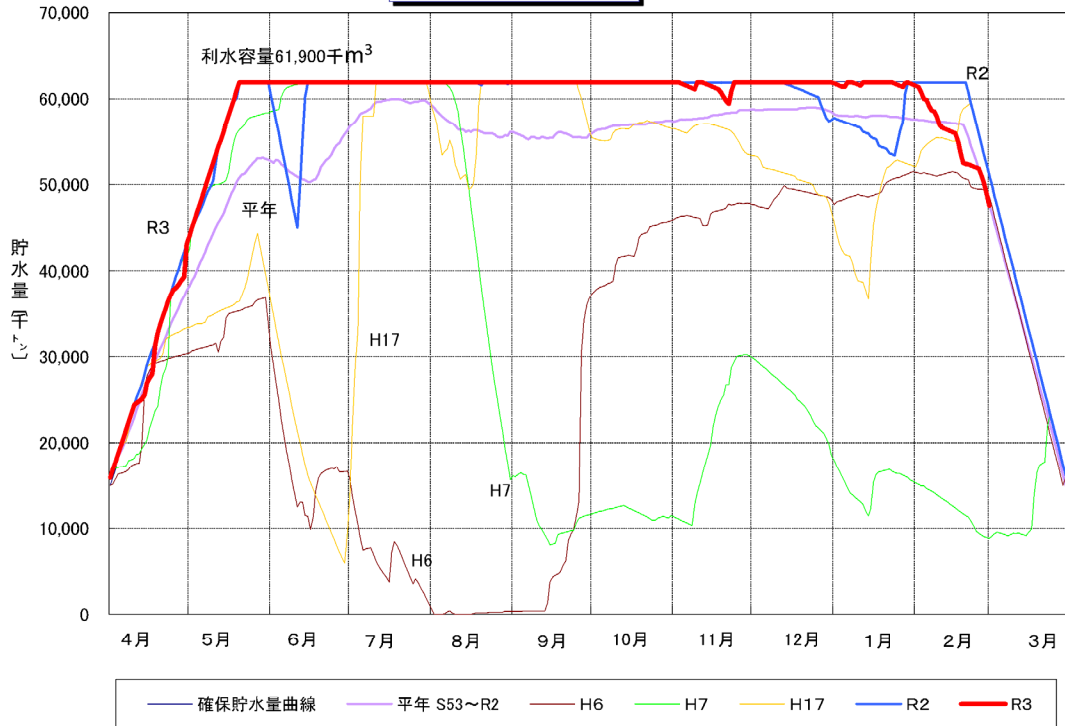
図 基幹管路の耐震化率

3-3-4 渇水対策

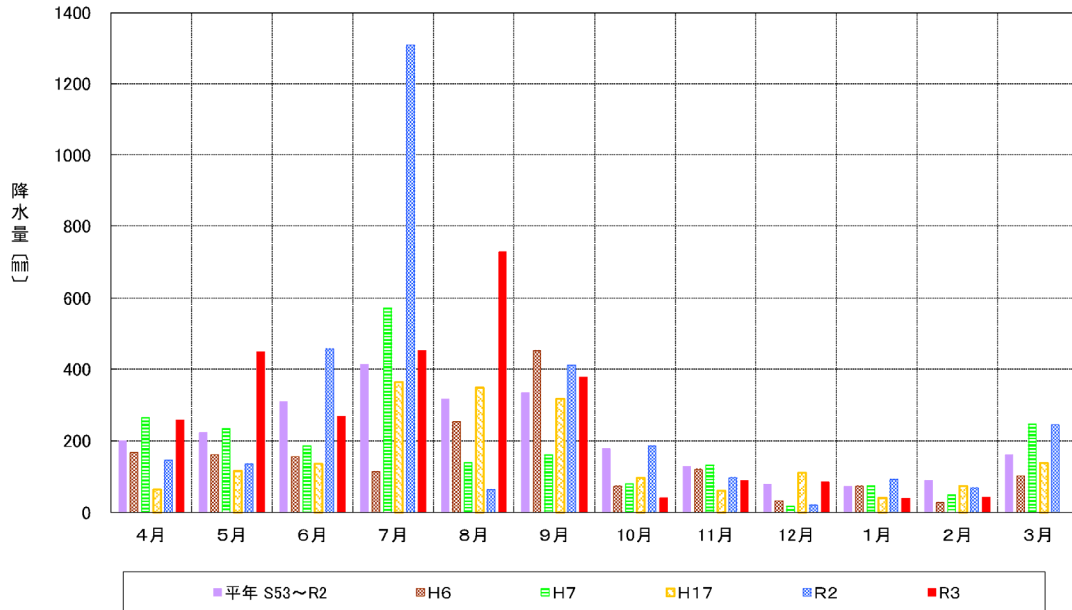
川辺町水道事業は、飛騨川岩屋ダムを水源としており、ダムの貯水率が低下した場合には節水対策が実施されます。昭和 51 年に通水を開始して以降、異常渇水は平成 6 年の 1 度であり、比較的恵まれた環境にあると言えます。

しかし、近年は、少雨化傾向の一方で、大型台風や短時間豪雨（集中豪雨）等による水害が全国的に多発しており、渇水の影響を受けるなど利水環境は低下しています。

岩屋ダム貯水運用曲線



岩屋ダム降水量



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平年	200	222	309	414	316	334	177	128	79	73	90	160	2,502
H6	167	160	155	114	253	454	73	120	32	73	27	101	1,729
H7	265	234	186	572	140	161	81	132	17	74	48	247	2,157
H17	64	116	136	364	347	316	96	61	111	41	75	138	1,865
R2	146	136	459	1307	64	411	185	97	21	93	69	244	3,232
R3	258	451	268	454	728	378	41	89	85	40	43	0	2,835

出典：岐阜県ホームページ

3-3-5 リスク対策

川辺町では「川辺町地域防災計画（令和2年11月改訂）」を策定し、川辺町における防災活動体制を取りまとめるとともに、川辺町、防災関係機関、町民および事業所の役割を明確にしています。本計画により、災害に対する予防、応急対策および復旧等の諸活動を適切かつ適時に実施し、町民の生命、身体および財産を災害から保護するとともに、社会秩序の維持および公共福祉の増進を目的として策定しています。

本計画には給水方法や給水拠点が示されており、水道事業では医療機関や給水拠点を結ぶ重要給水施設管路を設定し、当該路線の耐震化を優先して行なっています。令和現年度末現在、重要給水施設管路の全延長約26kmのうち3km（11%）の耐震化を実施しました。

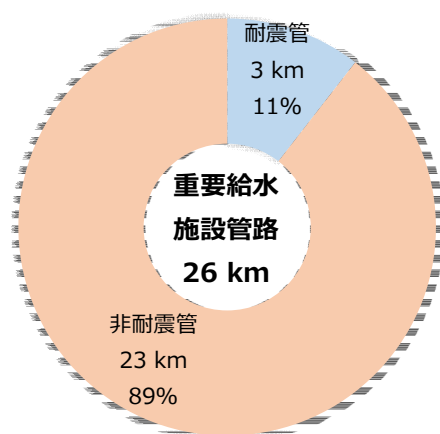
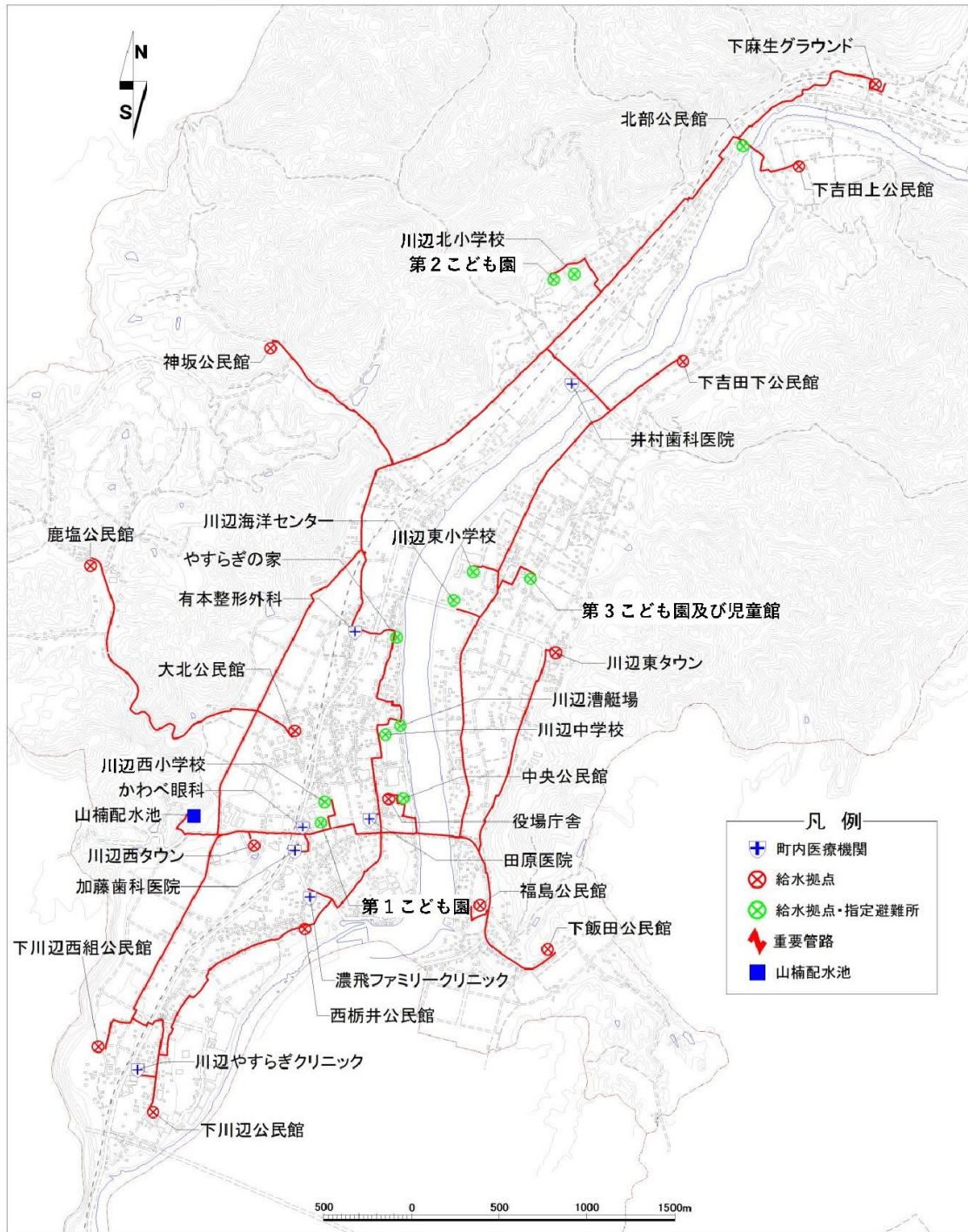


図 重要給水施設管路の耐震化率

給水拠点箇所

番号	給水拠点名	所在地	番号	給水拠点名	所在地
1	川辺北小学校	上川辺575	14	下川辺公民館	下川辺372-42
2	第2こども園	上川辺930-4	15	下川辺西組公民館	下川辺690-2
3	神坂公民館	上川辺3316-1	16	鹿塩公民館	鹿塩430-1
4	やすらぎの家	石神128	17	下飯田公民館	下飯田22-4
5	川辺西小学校	中川辺125	18	福島公民館	福島522-4
6	第1こども園	中川辺176	19	川辺東タウン	比久見438-4
7	大北公民館	中川辺952-7	20	川辺海洋センター	比久見725-5
8	川辺中学校	中川辺1367	21	川辺東小学校	比久見785-4
9	役場庁舎	中川辺1518-4	22	第3こども園及び児童館	比久見1032-5
10	中央公民館	中川辺1518-4	23	下吉田下公民館	下吉田252-1
11	川辺漕艇場	中川辺1675-3	24	下吉田上公民館	下吉田612-1
12	西栃井公民館	西栃井1001-1	25	北部公民館	下麻生140-1
13	川辺西タウン	西栃井1785-1	26	下麻生グラウンド	下麻生1915

川辺町地域防災計画 資料編より



川辺町地域防災計画 資料編より

図 医療機関および給水拠点個所図

強靱な水道 ～現状と課題～

『強靱な水道』に関する現状を統括し、課題を整理します。

< 現状 >

- 施設および管路が更新時期を迎えている。
- 山楠配水池は耐震化され、緊急遮断弁が設置されている。
- 加圧ポンプ所の更新、耐震化が必要である。
- 管路の耐震化率が低い。

< 課題 >

- **計画的な施設更新**
- **施設および管路の耐震化**
- **渇水対策やリスク対策に対して、継続的な取り組みが必要**

自然災害等による被害を最小限にとどめるため、計画的に効率的な更新および耐震化事業を実施していくことが課題です。

3-4 水道サービスの持続

～水道サービスの持続性は確保されているか～

川辺町水道事業の水道普及率は、令和2年度末現在99.2%に達し、今や町民の生活に欠かすことのできないライフラインとなっています。

水道事業は、水道法において市町村による経営が原則とされています。このため、安全、安心の水道水を安定供給するという水道サービスは、原則として市町村の責任において、その持続性が確保されています。なお、市町村等地方公共団体による水道事業は、地方公営企業法が適用され、企業会計原則のもと適正な事業運営が展開されています。

安定した水道サービスの提供には、事業運営の健全性・安定性はもちろん、水道を支える技術力の維持・向上が不可欠です。

3-4-1 経営状況

平成26年度の水道料金改定以降、令和元年度まで、経常収支比率および料金回収率は100%を上回り、給水収益他で維持管理費を賄うことのできる黒字経営が続きましたが、令和2年度は、コロナ禍における水道料金減免措置によって、給水収益が減収となり料金回収率が下がっています。

今後も、有収率の低下や修繕費の増加が想定され厳しい状況となっています。

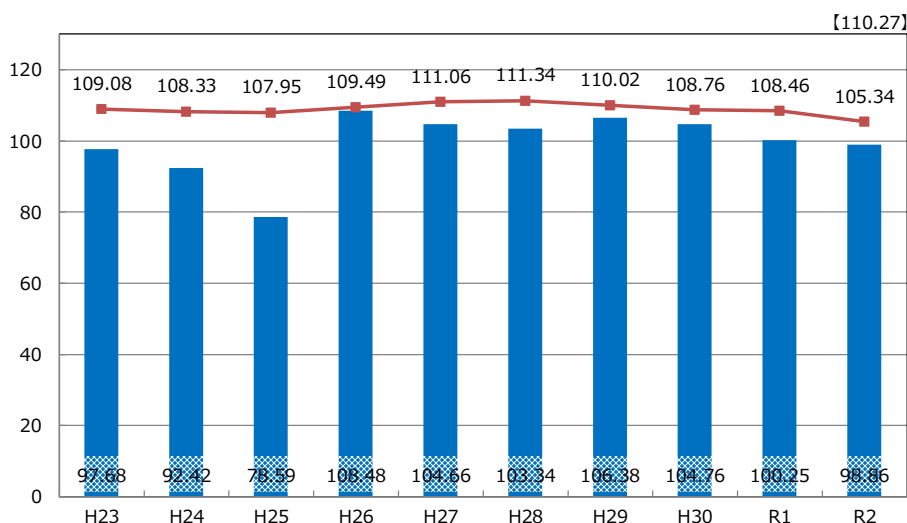
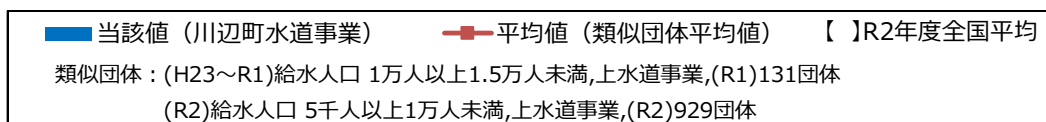


図 経常収支比率 (%)

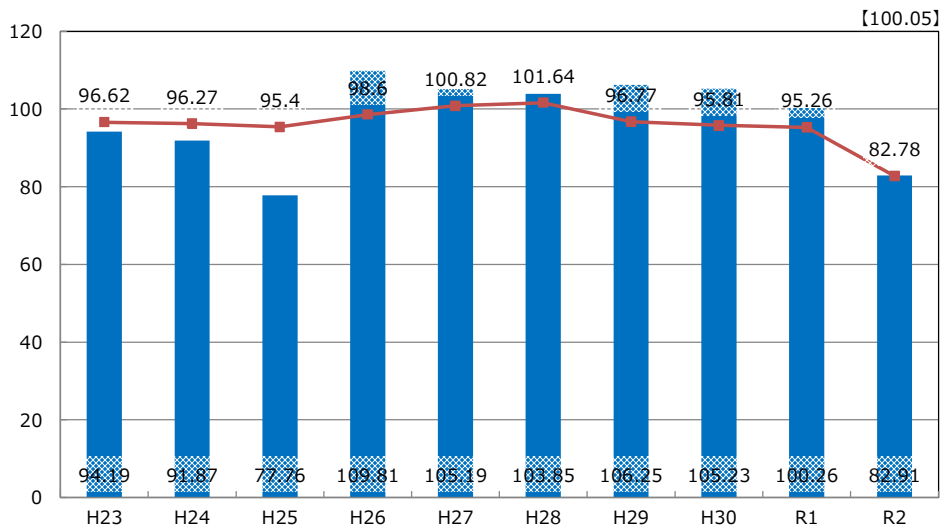


図 料金回収率 (%)

有収率は、類似団体平均値と比較して高いですが、近年漸減傾向であり、経営を圧迫する要因の一つとなっています。令和2年度は、漏水事故およびその修繕工事の洗管用水量の影響によって大幅に減少しています。

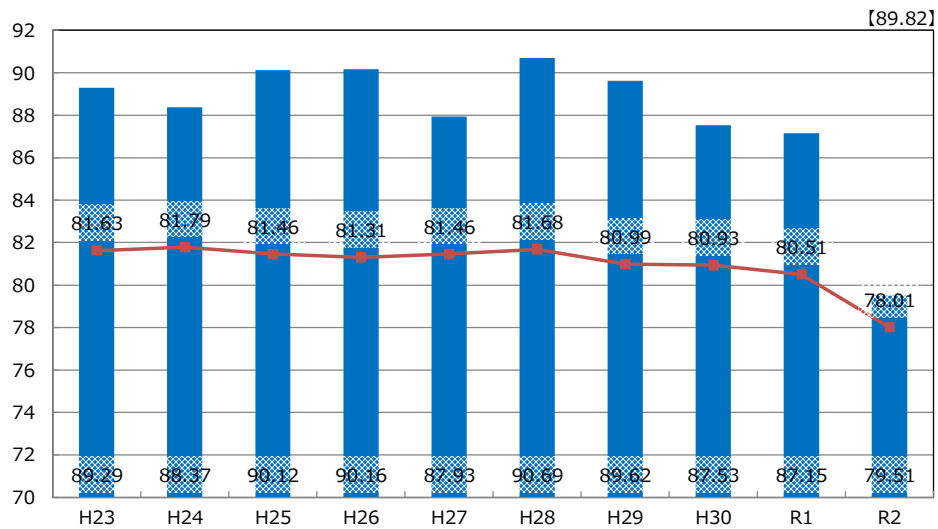


図 有収率 (%)

給水原価は、類似団体と同等程度ですが、施設および管路の更新および耐震化を進めていく必要があり、今後増加していくことが予測されます。令和2年度の類似団体平均値が高いことから、給水人口が少ない団体の給水原価が高い傾向であることが分かります。

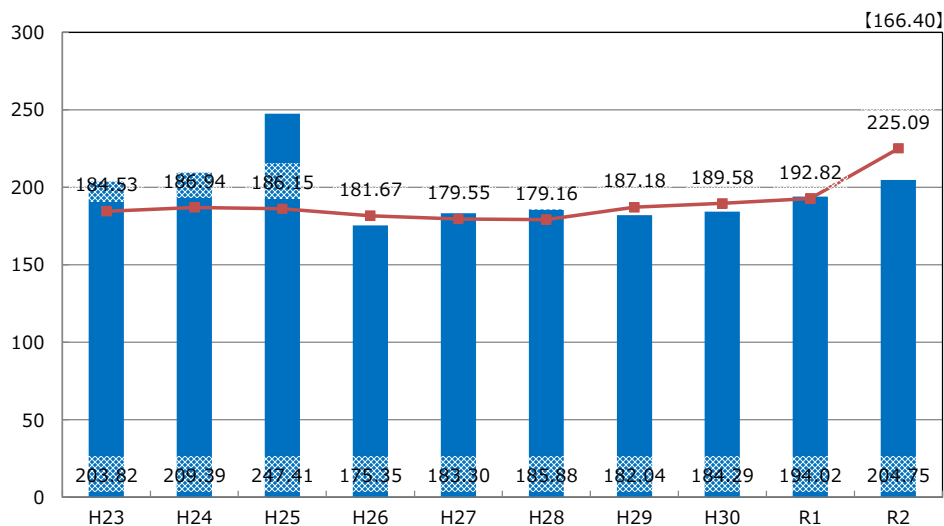


図 給水原価

企業債残高対給水収益比率は、類似団体平均値を下回っており、類似団体と比較して給水収益に対する企業債残高が少ないことが分かります。ただし、今後、施設および管路の更新を推進していくため増加することが見込まれます。

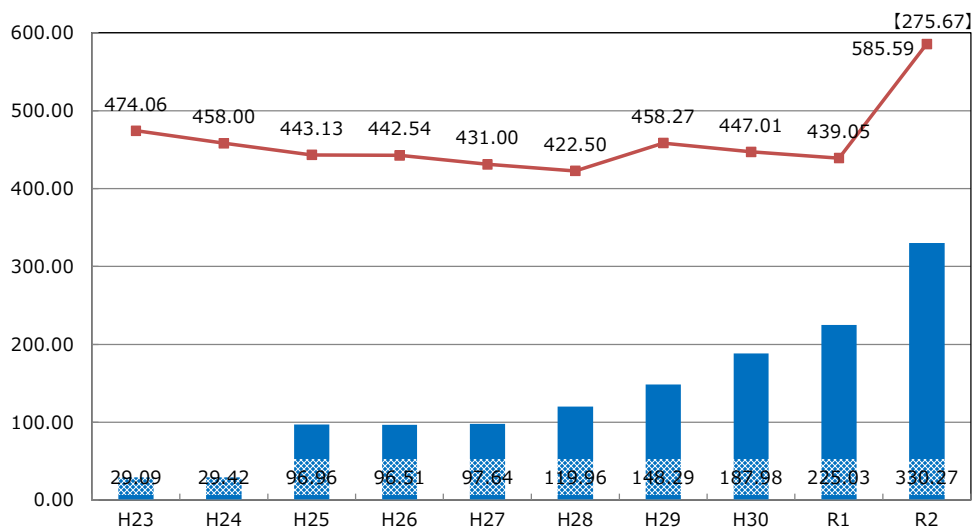


図 企業債残高対給水収益比率

将来的に、効率的な施設整備と共に健全な事業運営を行うための事業体制を整えるとともに、計画的な水道料金の見直しが課題です。

3-4-2 業務の効率

職員一人当たりの有収水量は、類似団体※1 平均値（令和元年度 616 千 m³/人）より多く、給水収益に対する職員給与費の割合は、類似団体※1 平均値（令和元年度 9.4%）より少ない状況で事業を運営しています。

主な水源を浄水受水とする水道事業は、浄水場が無いいため、職員給与費が低くなる傾向がありますが、労働生産性の高い効率の良い運営を行うよう努力しています。

※1 類似団体：岐阜県、給水人口 5,000 人以上 20,000 人未満、上水道事業、
主な水源を原水・浄水受水とする、16 団体

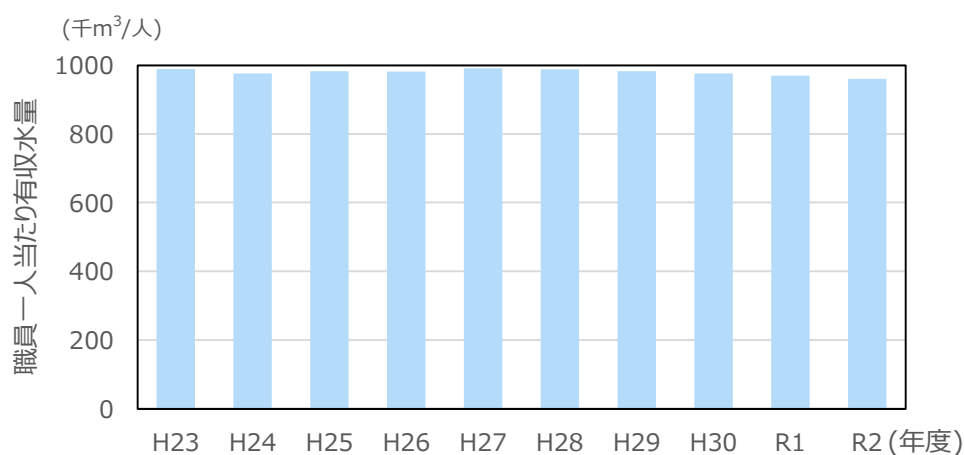


図 職員一人当たり有収水量

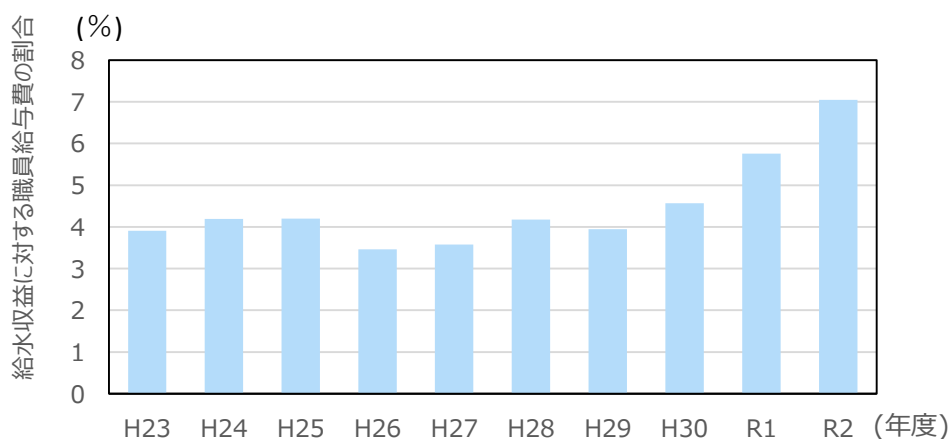


図 給水収益に対する職員給与費の割合

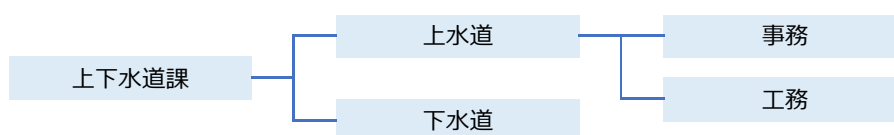
3-4-3 技術の継承

水道事業は、水道施設の建設のみならず、水質、法制度、設備管理、経営といった多面的な技術と知識が必要であり、このような技術者の確保や技術の継承が課題です。

過去 10 年間、川辺町水道事業に所属する職員の年齢と勤続年数は、下表に示すとおりです。少数ですが、経験のある技術者によって効率的な事業運営を維持しています。

一方、他部局との人事ローテーションのなかで、一定の管理水準を維持するために、各種情報管理システムの整備により、情報の標準化・共有化や対応の迅速化に努めることも検討課題です。

組織体制



職員の年齢と勤続年数

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
職員数 (人)	2	2	2	2	1	1	1	1	1	3
内訳	損益勘定所属 (人)	1	1	1	1	1	1	1	1	2
	資本勘定所属 (人)	1	1	1	1	-	-	-	-	1
平均年齢 (歳)	40	44	45	39	40	41	42	47	48	40
平均勤続年数 (年)	22	19	20	21	22	23	24	29	30	11

水道サービスの持続 ～現状と課題～

『水道サービスの持続』に関する現状を統括し、課題を整理します。

< 現状 >

- 経営は逼迫した状況にある。
- 施設および管路の更新財源を確保する必要がある。
- 職員一人当たりの労働生産性は高く効率の良い運営を行っている。
- 水道事業には、多面的な技術と知識が必要である。

< 課題 >

- **健全な事業運営を行うための事業体制**
- **技術者の確保と技術の継承**
- **情報管理システムの整備**
- **更新財源の確保**
- **水道料金の再検討**

水道サービスを継続していくため、健全な経営基盤を構築していくことが課題です。

第4章 将来の事業環境

4-1 給水人口の見通し

川辺町水道事業における給水人口は、過去10年間、年によって変動はありますが、減少傾向を示しており、令和2年度末現在9,992人です。

将来的にも、国立社会保障人口問題研究所の推計結果および川辺町人口ビジョンに示されているように、減少傾向となることが予測されます。本ビジョンの目標年度である令和13年度には、現在より約520人の減少が予想されます。

4-2 水需要の見通し

過去10年間、有収水量は緩やかな減少傾向を示しています。将来的にも、給水人口の減少等により減少傾向で推移することが予想されます。

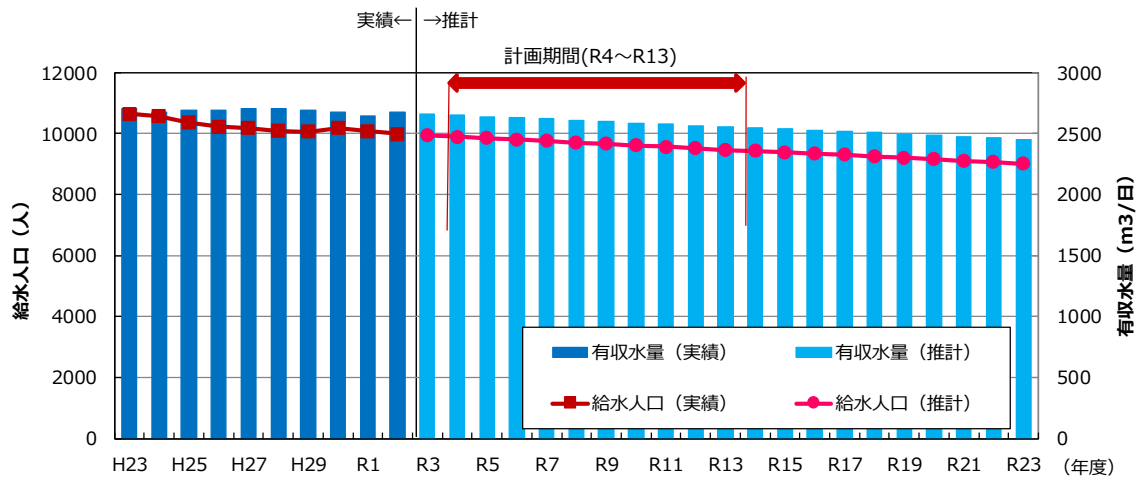


図 給水人口・水需要の実績および推計

4-3 給水収益の見通し

水道使用料金による給水収益は、本ビジョンの目標年度である令和13年度には約182百万円となる見込みであり、令和元年度※の給水収益約189百万円に対して、約3%の減少となります。

料金値上げを実施しない場合、有収水量の減少に伴い給水収益は減少を続け、40年後の令和42年度には約156百万円となり、令和元年度と比較して約17%の減少が予想されます。

※令和2年度は、コロナ禍における水道料金減免措置を行なったため比較対象としない。

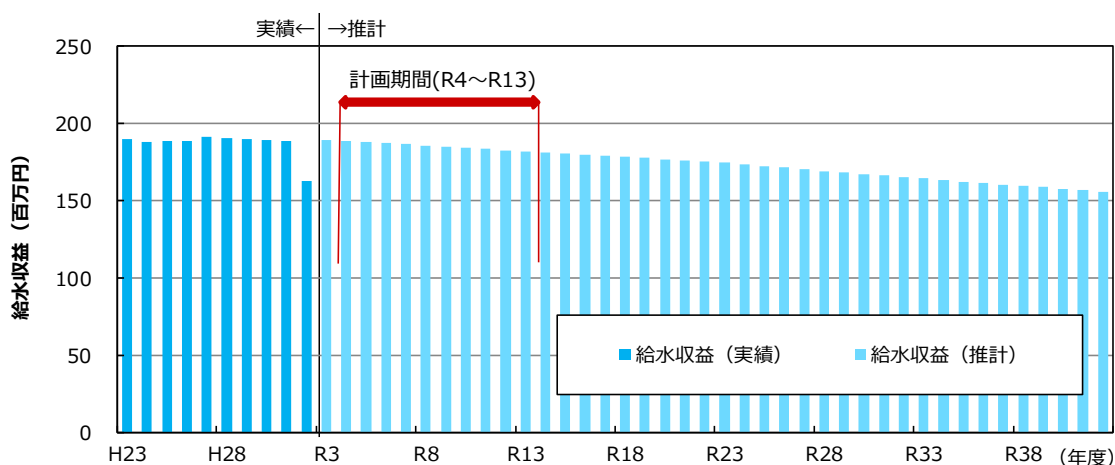


図 給水収益の実績および推計

4-4 将来の投資額

川辺町水道事業が現在保有している資産について、法定耐用年数で更新した場合、本ビジョン計画期間の投資額は約 2.9 億円/年となります。今後 40 年間では約 2.0 億円/年、今後 100 年間では約 2.1 億円/年の更新が必要です。現在、既に法定耐用年数を経過している資産があるため、試算した計画期間初期の投資額が多く必要となります。

しかしながら、上記の投資を継続的に実施することは過去の投資額からも現実的ではなく、事業の継続も困難となることが予想されます。

川辺町水道事業経営戦略（平成 29 年度策定）では、他事業体における実用年数等を参考として、川辺町水道事業において現実的な更新基準を設定し、事業の平準化を図りました。平準化による計画では、本ビジョン計画期間中の投資額は約 1.7 億円/年、今後 40 年間では約 1.5 億円/年、今後 100 年間では約 1.4 億円/年の更新となります。

現状、施設の経年化・耐震化対策に必要な投資需要が増大する一方で、人口減少に伴い給水収益が減少し、経営環境は厳しさを増しています。今後、この経営戦略についても見直しを行ない、更新財源の確保を図っていく必要があります。

4-5 水道事業の基盤強化

水道事業が直面する給水人口の減少に伴う水需要の減少、水道施設の経年化、深刻化する人材不足等の課題に対応すべく、平成 30 年 12 月に水道法が改正され、令和元年 10 月 1 日から施行されました。

改正水道法では、水道事業の基盤強化の必要性が示されており、その方策として広域連携の推進、適切な資産管理の推進、官民連携の推進があげられています。

川辺町水道事業では、次のような取り組みを進めていますが、有収水量が減少していくなかで継続的に基盤強化に取り組むことが必要です。

- 周辺市町との広域連携勉強会への参加
- 水道施設の修繕履歴の管理や GIS（地理情報システム）の活用
- 川辺町上水道施設更新計画の策定（平成 19 年度）
- 川辺町水道事業基本計画の策定（平成 25 年度）
- 川辺町水道事業経営戦略の策定（平成 29 年度）
- 水道施設の保守点検や検針業務を民間業者に委託

4-6 課題

将来の事業環境

『将来の事業環境』に関する課題を整理します。

< 課題 >

- 今後、給水人口の減少に伴い有収水量が減少することが予想される。
- 有収水量の減少に伴い給水収益の減少が予想される。
- 給水収益が減少する状況（料金値上げをしない場合）において、計画的な投資を実施するための取組が必要である。
- 健全経営の維持、適切な資産管理の推進、人材育成など水道事業の基盤強化に対する取組が必要である。

第5章 川辺町水道事業の基本理念と基本目標

前章までに整理した現況と課題、将来の事業環境を基に、川辺町水道事業の将来にわたる目標を設定します。

5-1 基本理念

清流と人が織りなす活力ある川辺町
豊かな水を未来まで！

川辺町水道事業は、川辺町第5次総合計画の将来像「清流と人が織りなす活力あるまち」のもと、豊かな自然環境を活力として新たに展開するまちづくりを支えるため、利用者の毎日の生活や社会経済活動を支えるライフラインとして、未来まで事業を継続させていくことを基本理念として、事業運営に取り組みます。

5-2 基本方針と目標

基本理念を基に、国の新水道ビジョンで示されている3つの観点から、次に示す基本方針と目標を掲げ、その実現に向けて各種取り組みを進めます。

基本方針	目 標
安 全	<安全な水道> 安心で安全なおいしい水の供給
強 靱	<強靱な水道> 災害に強く安定的に供給できる水道
持 続	<水道サービスの持続> 次世代へつなぐ事業運営

第6章 施策の展開

基本理念の実現を目指して、現状の課題から設定した基本方針と目標を達成するための施策を展開します。

基本方針

目 標

安 全

<安全な水道>

安心で安全なおいしい水の供給

「安全な水道」の目標は、いつでもどこでも、安心しておいしく水を飲むことです。水道水が安全であることは、水を供給する事業者にとって基本的な条件であり、時代が変わっても変わらない目標です。ただし、その水準が時代とともに高度化し、それまでの水質では供給できなくなる可能性もあります。

今後とも、水道水を安心して飲んでいただけるよう、水道水質基準に適合する安全な水の供給に努め、水道の安全管理を徹底していきます。

(1) 水質の維持および向上

川辺町の水道水は、岐阜県東部広域水道用水供給事業から浄水を受水し、利用者に供給しています。

今後も、県と連携して、時代とともに高度化の進む水質基準に対応しながら、水質の安全を守っていきます。また、おいしさなど時代が変化し水に対して高まっていく要望にも応えていけるよう、さらなる水質の向上に努めていきます。

(2) 配水区間の水質管理

山楠配水池に県より浄水を受水してから利用者に届けるまでの過程は、川辺町水道事業によって行なっており、この過程においても、水質を劣化させる要素が存在します。

町内全域に網目状にはりめぐらされた管路全線（配水区分）において、水が停滞することなく、適正な塩素濃度を確保した安全でおいしい水を利用者に届けられるよう、健全な配水管網の維持改良に努めます。

また、利用者に給水するまでの衛生管理を徹底するため、指定給水装置工事事業者制度の管理徹底に努めていきます。

(3) 水道事業の情報公開

水道水の水質に関わる情報は、利用者にとって関心の高い情報です。また、水道事業の仕組みや、水道水の製造過程に関わる情報を利用者に公開することによって、水道水が安全であることを知っていただけると考えます。

利用者に水道水の安全性を知っていただき、安心して飲料水として利用していただけるように、事業の情報公開に取り組みます。また、情報は、ホームページや広報紙等利用者が情報を得やすい媒体によって公開し、分かりやすい内容で提供できるよう努めます。

基本方針

目 標

強 韌

＜強靱な水道＞

災害に強く安定的に供給できる水道

適正な維持管理

水道が毎日の生活や産業活動に欠くことのできないライフラインとなった今日において、常に安定して必要とされる量の水道を供給することが望まれます。

そのためには、水道を供給する施設が異常を起さないように、日常の維持管理を確実にこなうことが重要です。

また、現在の施設・管路のなかには、建設から年数が経過し老朽化が進んでいるものがあります。これらの計画的な更新も含めて適正な維持管理に努めていきます。

(1) 水需要に応じた施設の再構築

昭和 47 年の水道事業創設以来 50 年が経過し、構築してきた川辺町の水道施設の多くが更新時期を迎えています。

一方、水需要量は、人口の減少に伴い減少傾向であり、施設の必要規模や適切な形態が変わっていく可能性も考えられます。

水道施設の更新は、効率の低い施設を抜本的に見直し、高効率且つ低コストの水道に再構築する絶好の機会と捉えることもできます。

今後の水需要の動向を的確に予測し、効果のある施設更新を計画的に進めます。

(2) 施設の老朽化対策

各施設に設置されているポンプや運転制御設備の耐用年数は、10～20 年と短く、す

でに更新を済ませたものや再更新が必要となっているものもあります。

(1) のとおり、町内の水道施設を更新する際には、これら設備の更新時期や機能の向上も併せて検討し、施設の効率的な更新、再構築に努めます。

(3) 管路の老朽化対策

令和2年度現在、川辺町内全域に布設されている総延長約119kmの配水管路のうち、約30%が法定耐用年数に達しています。

すべての管路を一斉に工事することは困難であるため、平成28年度より町内の病院や避難所などに配水する重要給水施設管路を優先して、耐震化・布設替え事業を進めています。

今後も、事業の効果を早期に得られるような工夫を行ない、管路の更新事業を進めます。また、耐震化や他事業工事と連携して同時施工を行うなど、効率的に事業を進めるよう努めます。

災害に強い水道システムの構築

濁水や地震等の災害時においても、ライフラインである水道を止めることはできません。また、停電、水質事故等の非常時も含めて、被害を最小限に抑えることが望まれます。

このような状況下でも、一定の供給を維持できるよう基幹施設の改良更新を進めるとともに、ハード・ソフトの両面より事故時の応急対策に努め、危機管理体制を構築します。

(1) 施設・管路の耐震化

近年、震災時におけるライフラインの確保は、水道事業計画を策定するうえでますます重要な課題となっています。

水道施設の中でも特に配水池は、災害時に応急給水用の水を貯留する機能も有することから重要な施設となります。また、配水管路は、配水区域内全域に網目状に張り巡らされ、事故が発生した場合には、被害箇所の発見・復旧のために多大な時間と労力を要します。

以上を踏まえ、川辺町唯一の受水池であり配水池である山楠配水池の耐震化と緊急遮断弁の設置を平成25年度に実施しました。また、配水管路全線の耐震化は膨大な時間と費用を要するため、老朽化による更新と同様、平成28年度より重要給水施設管路を

優先して、耐震化・布設替え事業を進めています。

今後も、効果を早期に得られる効率的な事業の推進に努めます。

(2) 応急体制の強化

地震等の災害時対策として、川辺町では川辺町地域防災計画のもと被災時の応急体制の計画作成や防災物資の備蓄をしています。

ただし、災害の規模が大きい場合や県水の供給が分断された場合には、単独事業体での対応が不十分になる可能性もあります。このような場合に、岐阜県や近隣の事業体と応援協定を結ぶことにより応急体制の整備を行なうことが必要です。

平成 23 年度には、山楠配水池が被災した場合に備え、県水供給管路と町配水管路を結ぶ支援連絡管を布設しました。

地震などで広域的な被害が生じた場合には、県域を越えた応急体制も必要となることが想定されます。今後、応急体制と防災物資のさらなる充実と、広域的な応急体制の整備を図っていきます。

基本方針

目 標

持 続

＜水道サービスの持続＞
次世代へつなぐ事業運営

先人たちが築き上げてきた、当たり前のように安全な水がどこの水道からも出てくるような今日の環境を、次の世代そして未来へと引き継いでいかななくてはなりません。

そのために、将来にわたって事業を持続していけるような経営基盤の構築と技術力の確保を目指します。

(1) 健全経営の確立

水道事業は、水道料金によって運営を行う独立採算制によって経営しています。

川辺町水道事業における将来の給水人口・給水量は、今後、減少傾向が継続すると予測される一方で、既存施設・管路の更新事業が今後増加し、ライフラインとしての耐震化事業の推進も必要です。これらの事業に対する財源の確保は重要な課題です。

川辺町水道事業を将来にわたって安定的に継続していくため、「投資」および「財源」の両面から今後の方向性を明らかにする中長期的な「川辺町水道事業経営戦略」を平成 30 年 2 月に策定しました。

今後、一層の経費削減を図りながら、水道事業を将来にわたって継続するために、現行料金の見直しを含めて財源の確保および健全経営の確立に取り組みます。

(2) 技術力の確保

水道事業は、建設のみならず、水質、法制度、設備管理、経営といった多面的な技術と知識が必要であり、このような技術者の確保や技術の継承が必要です。

川辺町水道事業においては、限られた人材のなか効率的な事業運営に努めていますが、今後、経験豊富な職員が退職し運営に支障をきたすことも懸念されます。

職員研修等の充実により人材育成を図りながら、人事異動のなか、個人の知識や技術に依存せず、一定の管理水準を維持するため、各種情報管理システムの整備により、情報の標準化・共有化や対応の迅速化に努めます。また、県や近隣の事業者との広域的な連携、および民間の活用も含めて技術力を確保する方法を検討していきます。

基本理念の実現を目指し、基本方針と目標を達成するための主要施策およびその展開についてまとめた施策の体系図を以下に示します。




図 施策の体系図

第7章 事業の推進

本ビジョンに示した施策は、個別の事業計画へと展開、実施計画を策定し、着実に実施します。

前章までに設定した施策について実施スケジュールを以下に示します。事業期間を短期（本ビジョンの計画期間である概ね10年以内）、中期（概ね20年以内）、および長期的に継続的に取り組む施策として整理します。

施策の実施スケジュール

施 策			
	短期 R4～R13	中期 R14～R23	長期 R24～
安心して安全なおいしい水の供給			
・ 安全な水質の維持	水質基準に適合する水を供給 		
・ 配水管網改良の検討計画および見直し ・ 指定給水装置工事事業者制度の管理	更新基本計画の時点修正および見直し  指定登録および更新の適正な管理 		
・ 水質検査計画および結果の公表 ・ 水道事業に関する情報公開	町HPや広報誌、イベント等での水道事業PRの拡充 		
災害に強く安定的に供給できる水道 適正な維持管理			
・ 定期的な更新計画の見直し	更新基本計画の時点修正および見直し 		
・ アセットマネジメントに基づく 更新投資および定期的な見直し ・ 更新事業の着実な推進	アセットマネジメントの見直し  更新事業の推進 		
災害に強い水道システムの構築			
・ 耐震化事業の着実な推進	耐震化事業の実行 		
・ 応急体制と防災物資の充実 ・ 関係事業者との連携強化	川辺町国土強靱化地域計画に基づく施策の実行 		
次世代へつなぐ事業運営			
・ 経営戦略による計画の実行 および定期的な見直し	経営戦略の見直し  計画の実行 		
・ 技術者の確保と技術の継承	関係部局への増員要望および職員研修の充実 		

第8章 ビジョンの実現に向けて

8-1 計画の見直し（フォローアップ）

基本理念の実現を目指し、川辺町水道ビジョンを着実に前進していくためには、目標に対する計画の進行管理を行うことが重要です。定期的に進捗状況を確認し、事業の実施に障害が発生している場合には、その理由を分析するとともに、事業内容の見直しを行なうことが必要です。

事業の進捗管理においては、その進捗状況と併せて、事業の成果や効果を把握しておくことが重要であり、「水道事業ガイドライン」の業務指標（PI）などを活用して評価を行います。

すなわち、策定した計画（Plan）に従い、事業を推進し（Do）、目標の達成状況を確認し（Check）、改善の検討（Action）につなげます。このような循環システム「PDCAサイクル」を構築することによって、川辺町水道事業の着実な向上を目指します。

本ビジョンは、令和4～13年度の10年間を計画期間としており、今後の社会・経済情勢の変化を踏まえ、概ね5年ごとに見直しを行ないます。

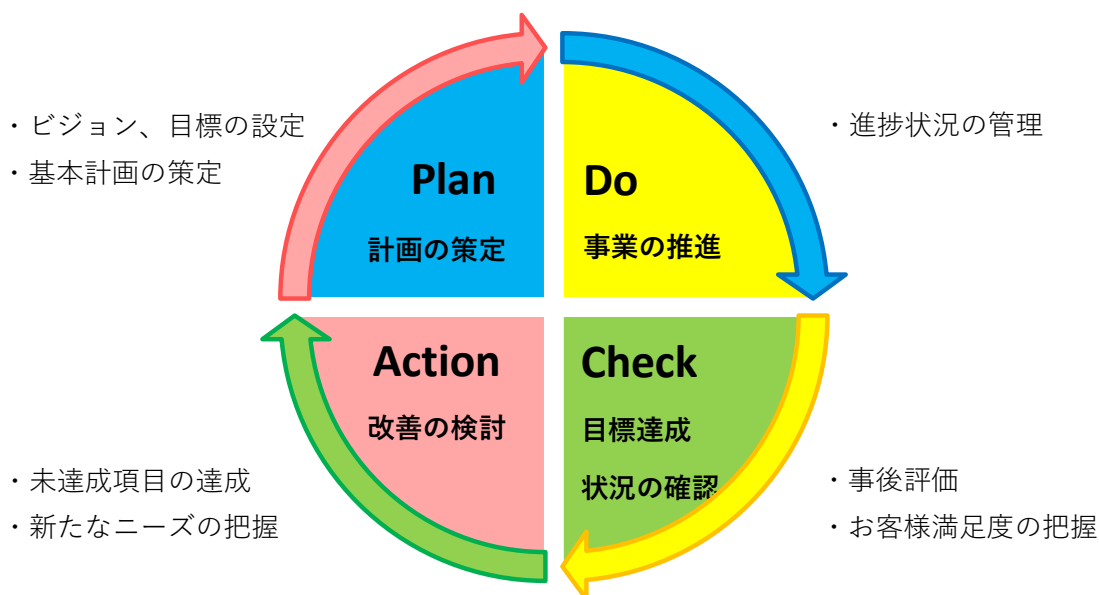


図 PDCA サイクル

8-2 目標値の設定

本ビジョンで示した各施策は、定期的な見直しを行い、その進捗状況を管理するとともに、数値で表すことができるものについては、目標値を定めます。

ただし、目標値として定めた指標は、相互に連動する性質を有しています。例えば、耐震化事業への投資を行なうと、耐震化率は向上しますが、財政に関する指標値は悪化することになります。反対に、耐震化事業への投資を行なわないと、耐震化率は向上しませんが、財政に関する指標値は改善されます。従って、目標の達成状況を評価するためには、複数の指標によって、川辺町水道事業全体の状況について総合的に判断する必要があります。

本ビジョンに掲げた基本理念と目標の達成に向けた施策の管理指標と目標値を次表に示します。

施策進捗状況の管理指標と目標値

管理指標	管理指標目標値			
	現状 (R2値)	中間目標 R8	今回目標 R13	
安 全	年間水質事故発生件数	0	0	0
	配水管網改良の検討計画	水道事業基本計画策定(H25)	見直し	事業の実行
	給水装置工事事業者の指定登録	R3年10月更新	毎年更新	毎年更新
	水質検査計画および結果の公表	毎年HPに公表	毎年HPに公表	毎年HPに公表
強 韌	更新計画の定期的な見直し	施設更新基本計画策定(R3)	基本および実施設計	事業の実行
	アセットマネジメントに基づく更新投資および定期的な見直し	経営戦略策定(H29)	事業の実行および見直し	事業の実行
	更新事業の推進	施設更新基本計画策定(R3)	実施設計	加圧ポンプ所の更新
	管路更新率	1.6 %	1.6 %	1.2 %
	管路経年化率	29 %	26 %	23 %
	耐震化事業の実行			
	配水池の耐震化率	100 %	100 %	100 %
	重要給水施設管路の耐震管率	11 %	16 %	20 %
	基幹管路の耐震管率	47 %	100 %	100 %
	管路の耐震管率	8 %	15 %	20 %
持 続	経営戦略による計画の実行および定期的な見直し	経営戦略の策定(H30年2月)	計画の実行および見直し	計画の実行
	経常収支比率	98.86% ※	100%以上	100%以上
	職員の増員および研修の充実	増員要望中	増員の実現	研修の充実

※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策として4ヵ月間の基本料金を免除したことにより低下した。
R元年度は100.25%。

川辺町水道ビジョン

発行 令和4年(2022年)3月

発行者 川辺町水道事業 / 編集 上下水道課

〒509-0393 岐阜県加茂郡川辺町中川辺 1518-4

Tel. 0574-53-2511 Fax. 0574-53-2374
